

第V章 アスベスト対策の推進

本章の概要

民間建築物の吹付けアスベスト対策については、平成17年度、吹付けアスベストの使用頻度が比較的高いと思われる大規模建築物に関して調査し、これに基づく建築物所有者への対策の実施や改善報告を求めるとともに、建築資材に関する県民からの相談窓口の設置、吹付けアスベスト除去等の手引きの作成等県民の不安解消や啓発に努めてきているところです。

さらに、国の補助制度である「社会資本整備総合交付金」により、吹付けアスベストの除去等をする民間建築物の所有者等に助成を行う市町村に対して、補助する制度を創設し、市町村と連携を図りながらアスベスト改修を促進しています。

また、特に飛散の可能性が高い建築物の解体時の対処が重要であることから、建設リサイクル法による届出時の指導に併せて、関係機関と連携して現場での指導に力を入れています。

熊本県建築物安全安心マネジメント計画においても、大規模建築物調査のフォローアップの実施等を施策として位置付けています。

本書では、アスベストの基礎知識や処理手順、関連制度等を示しています。

【掲載項目一覧】

- 1 アスベストの基礎知識
- 2 吹付けアスベスト等の処理の手順
- 3 法に基づく規制等
- 4 熊本県民間建築物アスベスト緊急改修促進事業
- 5 熊本市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業
- 6 熊本市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業
- 7 八代市アスベスト調査分析事業
- 8 アスベストに関するQ&A
- 9 国の技術的助言

◎お問い合わせ機関

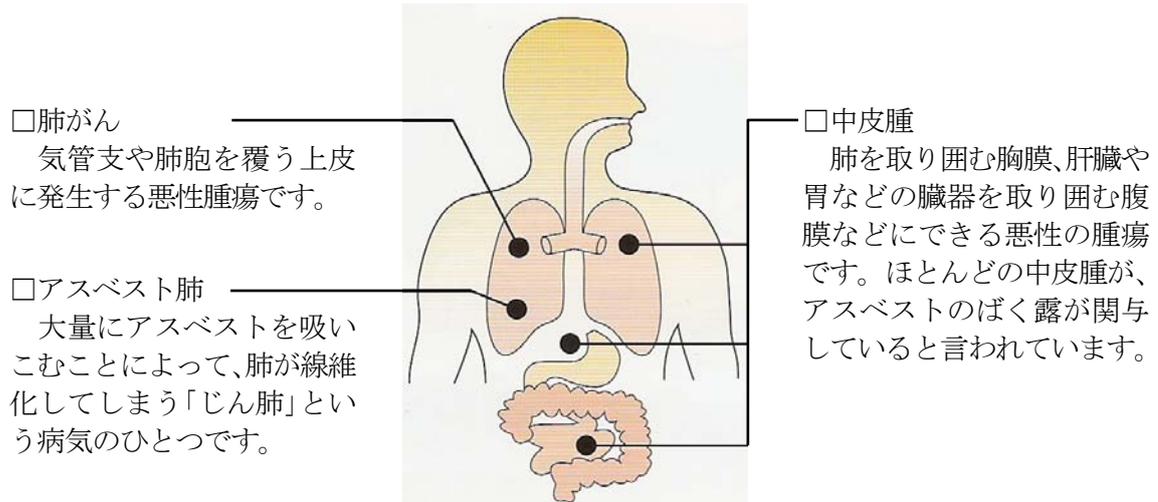
1 アスベストの基礎知識

1 アスベストとは

アスベストは、天然にできた鉱物資源で、熱に強く摩擦にも強い、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。しかし、目に見えないくらい細かい繊維のため、気づかぬうちに吸い込むと肺ガンや悪性中皮腫などの病気を引き起こし、健康に悪影響を及ぼす恐れがあります。

アスベストの種類には、アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びトリモライトの6種類があります。

【アスベストが原因の主な病気】



2 建築物におけるアスベストの使用実態

アスベストは、耐熱性や耐薬品性等の諸特性に優れており、また経済的に安価であることから、主に建築資材として多く使われてきました。

建築物には、耐火被覆材^{*}、吸音材及び断熱材等として吹付けアスベストが、また、屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたアスベスト含有成形板が使用されています。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であり、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化などによりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたアスベスト含有成形板や天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態で室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

なお、現在は労働安全衛生法に基づきアスベスト含有建材の製造、輸入、使用等が禁止されています。ただし、過去に製造等されたアスベスト含有建材については、現在でも一部使用が認められているものがあります。

※耐火被覆材：柱、梁の鉄骨等を火災から守るための被覆材

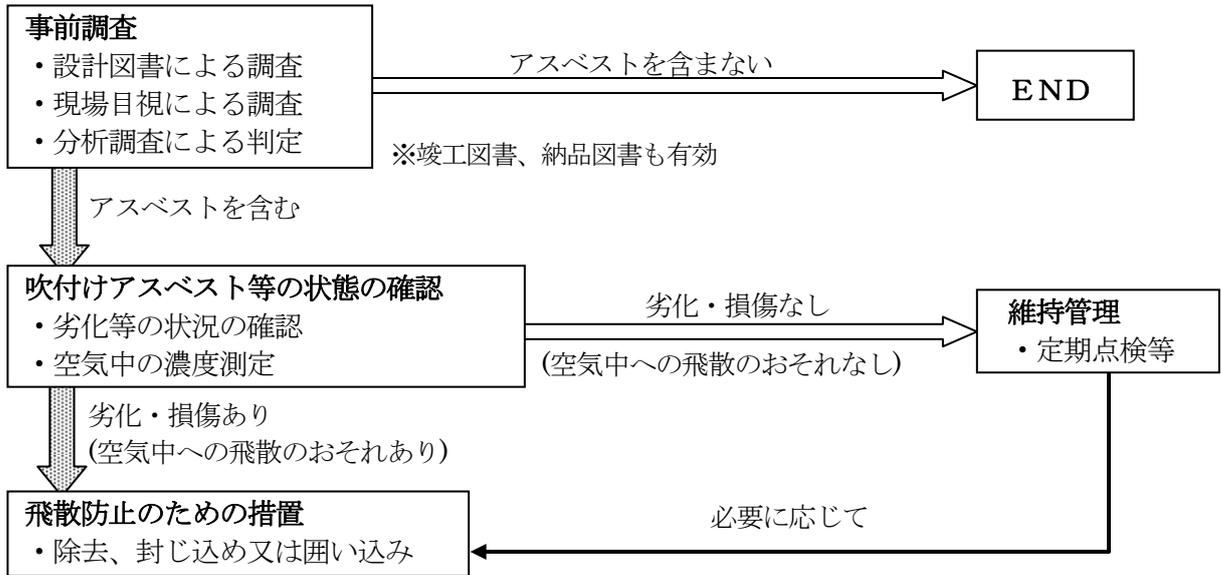
3 吹付けアスベスト等とは

吹付けアスベストは、アスベストにセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたものです。

この他にも類似の建築資材として、アスベストを0.1%を超えて含有する吹付けロックウール、吹付けひる石、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け石綿等があり、これらを含めて「吹付けアスベスト等」といいます。

2 吹付けアスベスト等の処理の手順

1 処理フロー

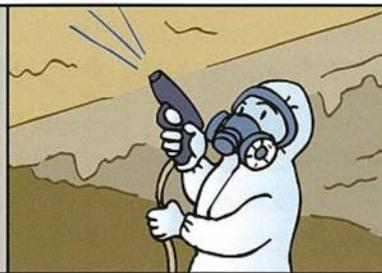


① 除去工法



吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。アスベスト含有建材が完全に除去されるので、大地震の際にも剥落するおそれはなく、最も確実に建物を安全にする工法です。

② 封じ込め工法



吹付けアスベスト等の層を残したまま、薬剤等を含浸したり、造膜材を散布し、吹付けアスベスト等を固定することで飛散を防止する工法。
除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工事が必要になります。

③ 囲い込み工法



吹付けアスベスト等の層を残したまま、板状材料等で覆うことで、粉じんの飛散や損傷防止等を図る工法。
除去工法より安価ですが、建物の取壊し時には、除去工事が必要になります。

アスベスト除去工事に関する規制



・工事従事者の健康被害防止
(労働安全衛生法・石綿障害予防規則)



・周辺環境への石綿粉じんの飛散防止
(大気汚染防止法)



・適切な処理(廃棄物処理法)

■除去工事の際の飛散防止対策マニュアル等が、環境省ホームページに紹介されていますので参照ください。(http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html)

2 事前調査

(1) 設計図書等による調査

吹付けアスベスト等が使用されているか否かを調査するにあたって、先ず設計図書（竣工図書、納品図書も有効）による調査を行います。これは、建築物の建築年次、仕様書、図面及び修繕などの建築記録を調べることにより行い、竣工年と吹付け材の商品名を手がかりにします。設計図書による調査フローは下記のとおりです。調査の結果、吹付けアスベスト等が使用されている可能性があれば、現場目視による調査を行います。

【参考：事前調査及び調査を行う者について】

- 「石綿障害予防規則」の第3条には、「事業者は、次に掲げる作業（※）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない」とされています。
- ※ 次に掲げる作業
 - 1 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む）
 - 2 石綿の封じ込め又は囲い込みの作業
- 調査を行う者については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有する者が望ましいとされています（環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」参照。）

① 竣工年による確認

吹付けアスベストは、概ね昭和30年頃から昭和50年頃まで使用されており、昭和50年以降もそれまでに生産されたものが使用されている可能性があります。

吹付けロックウールは、平成元年以前に施工された建築物に使用されているものには、アスベストが含有している場合があります。また、平成2年以降に施工されたものでも、アスベストが含有している可能性があります。

なお、0.1%を超えてアスベストを含有している吹付けロックウール、吹付けひる石、パライト吹付け及び発泡けい酸ソーダ吹付けアスベスト等は、吹付けアスベスト同様、解体の届出や解体時の飛散防止対策等規制の対象となりますので注意が必要です。

② 吹付け材の商品名による調査

設計図書に記載されている吹付けアスベスト、吹付けロックウールの商品名から吹付けアスベスト等使用の有無を調査することが可能です。調査にあたっては、建築士等にご確認いただくか、石綿含有建材データベース(国土交通省ホームページよりダウンロードをして下さい。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071213_.html)等をご活用下さい。

なお、同一の商品名であっても、商品が製造された時期によって、アスベストの含有の有無に違いがある場合があります。

【参考：石綿（アスベスト）除去に関する費用について】

- 社団法人建築業協会が集計分析した調査結果によると、おおよその処理費用の目安としては、

アズベスト処理面積	300 m ² 以下	: 2.0 万円/m ² ~8.5 万円/m ²
	300 m ² ~1,000 m ²	: 1.5 万円/m ² ~4.5 万円/m ²
	1,000 m ² 以上	: 1.0 万円/m ² ~3.0 万円/m ²

- あくまで目安値としてお考え下さい。

(2) 目視等による調査

設計図書による調査で吹付けアスベスト等の使用の有無を確認できない場合は、現場での目視による調査を行います。調査方法は、吹付け材が使用されている箇所において針を使用した調査や、形状、光沢の確認等の目視による調査を行います。ただし、これらの調査は、あくまでも目安として行う調査方法ですので、使用の有無を特定するためには、検体を採取して分析調査を行う必要があります。

① 吹付け材の使用箇所

吹付けアスベスト等は、耐火を主目的として使用されていることから、建築基準法における耐火建築物、準耐火建築物（平成4年の建築基準法改正前の簡易耐火建築物も含む）の柱・梁の鉄骨等部分に使用されている可能性があります。

また、耐火建築物、準耐火建築物でない場合でも鉄骨部分の吹付けや吸音・断熱等の目的で機械室等の壁・天井等に吹付けアスベスト等が使用されている可能性もありますので、目視による吹付け材の使用の有無を確認する必要があります。

【吹付けアスベスト等が使用されている可能性の高い建築物(耐火・準耐火建築物)】

	用途	耐火建築物		準耐火建築物等
		(1) 当該用途に供する階	(2) 当該用途に供する部分の床面積合計	当該用途に供する部分の床面積合計
1	劇場、映画館、演劇場、公会堂、集会場等	3階以上の階	200㎡以上	
2	病院、診療所（患者の収容施設有り）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上の階	—	300㎡以上
3	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場スケート場、水泳場、スポーツ練習場等	3階以上の階	—	2,000㎡以上
4	百貨店、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店、物品販売業を営む店舗等	3階以上の階	3,000㎡以上	500㎡以上
5	倉庫等		200㎡以上	1,500㎡以上
6	自動車車庫、自動車修理工場映画スタジオ、テレビスタジオ等	3階以上の階	—	150㎡以上

【吹付けアスベスト等が使用されている可能性の高い地域】

建築物の種別	地域	建築物の規模等
耐火建築物としなければならない建築物	防火地域	3階以上又は延べ面積100㎡超
	準防火地域	4階以上(地階を除く)又は延べ面積1,500㎡超
耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物	防火地域	耐火建築物としなければならない建築物以外の建築物（一部を除く）
	準防火地域	3階(地階を除く)又は延べ面積500㎡超1,500㎡以下

② 目視等による調査

上記①により、建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であることが確認された場合等は、次に目視による調査を行います。吹付けアスベスト等は、下記のような特徴を持っています。しかし、実際の建築物において、特徴のみから正確に吹付けアスベスト等の種類等を判断することは難しく、正確な判断をするためには分析調査を行う必要があります。

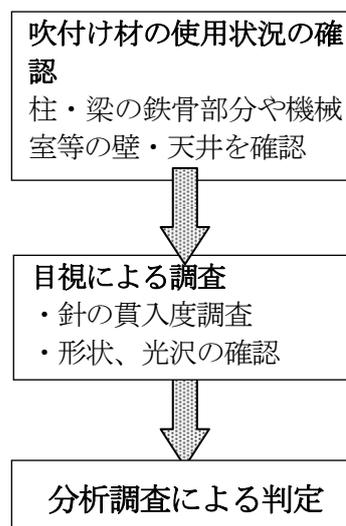
【針による貫入度の特徴】

種 類	特 徴
吹付けアスベスト 吹付けロックウール	針は容易に貫入し、その深さは数 cm 程度である。
吹付けひる石	針を貫入させても、容易に貫入しない。

【吹付け材の色、光沢等の特徴】

種 類	特 徴
吹付けアスベスト	青色、灰色、白色及び茶色に仕上がっている。青色の場合はクロシドライト（青石綿）、茶色の場合はアモサイトによるアスベストである。2層吹きになっている場合は、下吹きが青色若しくは灰色、上吹きが白色の場合は吹付けアスベストである。
吹付けロックウール	外見上、吹付けアスベストと最も類似しており、上欄に示す吹付けアスベストに該当しないものは、吹付けロックウールである可能性が高い。
吹付けひる石	黄金色で、光沢がある雲母状の鉱物が確認できる。

【現場目視による調査フロー】



(3) 分析調査による判定

施工から年数が経過している場合や、下吹きが青色若しくは灰色、上吹きが白色の吹付けアスベストなど、目視により簡単に判定することが難しいケースも多くあります。このため、吹付けアスベストの使用の有無を特定するためには、建材を採取し、アスベスト含有の有無を確認する分析調査を行う必要があります。

分析調査は高度な技術が必要とされることから、専門分析機関*に依頼する必要があります。

※県内の分析機関については、V-46ページのお問い合わせ先をご参照ください。

(4) アスベスト含有成形板について

建築物に使用されているアスベストを含む建築材料には、吹付けアスベスト等の他にアスベスト含有成形板があります。吹付けアスベスト等は、セメント等の含有率が小さいことから、解体等に伴うアスベストの飛散性が高いのですが、アスベスト含有成形板は、アスベストとセメント等が固化されているため、解体等に伴うアスベストの飛散は、一般的に起こりにくい状態となっています。

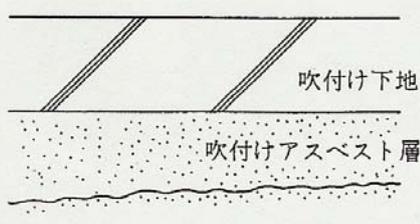
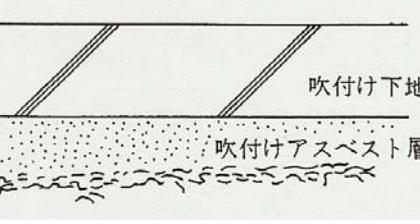
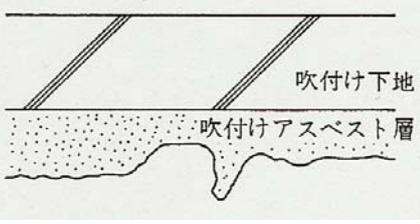
ただし、比重の軽いアスベスト含有成形板（耐火被覆板、折板裏打ち石綿断熱材、配管等の保温材、ロックウール吸音板等）を使用した建築物を解体する場合や、アスベストタイル等を破壊又は破断する場合は、アスベストが飛散する可能性がありますので注意が必要です。

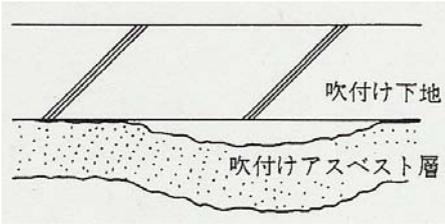
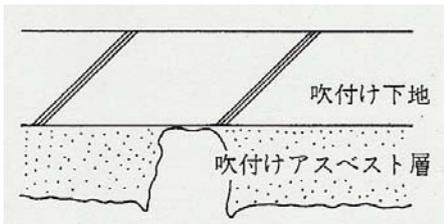
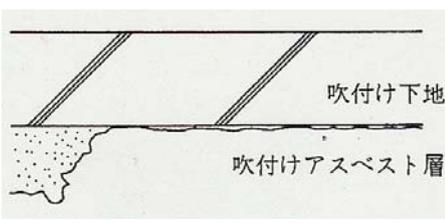
3 吹付けアスベスト等の状態の確認等

(1) 劣化等の状況の確認

2の事前調査の結果を踏まえ、吹付けアスベスト等の劣化・損傷の状況把握を現場において行います。下記①～⑥の現象が認められる場合は、アスベスト粉じんの飛散防止処理を行う必要があります。

【吹付けアスベスト等層の劣化現象の種類】

①総表面の毛羽立ち		
吹付けアスベストの表層部で結合材の劣化などによって、アスベスト繊維が毛羽立っているもの		
②繊維のくずれ		
「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態のもの		
③たれ下がり		
吹付けアスベストの一部が劣化し、外力等によって層外へ垂れ下がっているもの		

<p>④下地と吹付けアスベストとの間の浮き・はがれ</p>		
<p>吹付けアスベストの下地への付着力が低下し、下地との間にすき間・はく離がみられるもの</p>		
<p>⑤層の局部的損傷・欠損</p>		
<p>人為的又は経時変化によって、アスベストの表面、層間、下地間で生じた局部的な凹、はく落、はく離</p>		
<p>⑥層の損傷・欠損</p>		
<p>人為的又は経時変化によって、施工面に生じたほぼ全面にわたる凹、はく落、はく離</p>		

(2) 空気中の濃度測定

アスベストの飛散防止措置が必要かどうかについては、基本的には現場における目視調査で判断することとなりますが、目視調査では判断できない場合や吹付けひる石等のように、劣化の状況からは飛散性が推測できない場合もあります。このような場合は、空気中のアスベスト濃度を測定し、飛散状況を確認することが望ましいです。

(3) 維持保全

吹付けアスベスト等の劣化、損傷の状況を確認した結果、吹付け材表層の状態が良好で飛散のおそれがなく、空気中に飛散していない場合は、緊急に飛散防止措置を講ずる必要はありませんが、吹付け材の状態を定期的に点検管理する必要があります。

点検の結果、損傷等により飛散のおそれがある場合には、速やかに飛散防止措置を講ずる必要があります。

4 飛散防止のための措置

吹付けアスベスト等の状態点検の結果、飛散するおそれがある場合には、速やかに飛散防止のための処理を行う必要があります。

処理方法としては、吹付けアスベスト等の「除去」・「封じ込め」・「囲い込み」の3つの方法があり、吹付けアスベスト等の状態に応じて、いずれかの方法を選択することとなります。

- ①除 去：既存の吹付けアスベスト等を下地から取り除く工法
- ②封じ込め：既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等へ薬剤等の散布等を施すことにより、表層又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法
- ③囲い込み：既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等の使用空間が露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉塵の飛散防止、損傷防止を図る工法

【吹付けアスベスト等飛散防止処理方法の特徴】

	長 所	短 所
① 除 去	<ul style="list-style-type: none"> ・処理後の当該吹付けアスベスト等の維持保全が不要。 ・処理後、解体時等に当該吹付けアスベスト等を考慮しなくてよい。 ・処理後の使用者等の動線に対し配慮しなくてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理が他に比べ厳密に求められる。 ・アスベスト廃棄物の処理が必要となる。 ・一般的に工事費は高い。 ・一般的に工事期間が長い。 ・安易な工法では、作業環境を悪化させるおそれがある。
② 封 じ 込 め	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に施工における安全衛生管理が容易である。 ・一般的にアスベスト廃棄物は発生しない。 ・一般的に除去に比べ工事費が安価である。 ・一般的に除去に比べ工事期間が短い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該吹付けアスベスト等が残る。 ・劣化、損傷の程度が大きい場合は実施が困難。 ・下地との接着性が全面的に不良な場合は実施が困難。 ・処理後の維持保全に留意する必要がある。 ・解体時等に飛散防止を考慮する必要がある。 ・処理後の使用者等の動線に対し配慮が必要となる。 ・処理後の当該吹付けアスベスト等の除去が困難。 ・処理後に当該部位が損傷を受けないことが前提である。
③ 囲 い 込 み	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に施工における安全衛生管理が容易である。 ・一般的にアスベスト廃棄物は発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該吹付けアスベスト等が残る。 ・一般的に室内、天井高等が減少する。 ・処理後の維持保全に留意する必要がある。 ・解体時等に飛散防止を考慮する必要がある。 ・場合により他の内装等に手を入れる必要が生じる。

【処理方法の選定にあたっての検討条件】

方 法	吹付けアスベスト等の状態					工事後、利用者等が接触しうる場合
	劣化・損傷の程度		下地との接着が良好でない場合		劣化の進行が予想される場合	
	大	小	全面	部分		
除 去	○	○	○	○	○	○
封じ込め	×	○	×	△	△	△
囲い込み	△	○	△	○	△	○

○：適用可、△：条件付き適用可、×：適用不可

3 法に基づく規制等

1 建築物の増改築等における規制

吹付けアスベスト及びアスベストを 0.1%を超えて含有する吹付けロックウールが使用されている建築物の増築、改築、大規模修繕又は大規模模様替え（以下「増改築等」という。）を行う場合には、「建築基準法」に基づき除去等の対策を講じる必要があります。

規制内容

- ①増改築等時に既存建築物に使用された吹付けアスベスト及びアスベストを 0.1%を超えて含有する吹付けロックウールの除去等^{*}を義務付け
^{*}原則として除去を義務付けているが、増改築部分の床面積が既存部分の床面積の 1/2 以内又は大規模修繕・大規模模様替えの場合には、封じ込め又は囲い込みでもよい。
- ②飛散のおそれがあり、著しく衛生上有害であると認める場合には、立入調査・勧告・命令等を実施
- ③定期調査報告対象の建築物は、吹付けアスベスト及びアスベストを 0.1%を超えて含有する吹付けロックウールの使用状況等について報告及び閲覧の実施

2 建築物の解体時における飛散防止対策

アスベスト含有建築材料を使用している建築物の解体、改修等にあたっては、周辺環境へのアスベスト粉じんの飛散防止、解体作業従事者の健康障害防止のため関係法令に従い適正に処理を行う必要があります。なお、各関係法令に基づき、事前に届出が必要となります。

石綿障害予防規則

- 概要：アスベスト含有建築物解体等工事の従事者保護の規定
 届出先：最寄りの労働基準監督署
 届出時期：・吹付けアスベスト等の場合、工事開始の 2 週間前まで
 ・アスベスト含有の保温材・耐火被覆材等の場合、工事開始前まで

大気汚染防止法

- 概要：特定粉じん排出等作業の規制に関する法律
 届出先：最寄りの保健所
 届出時期：工事開始の 2 週間前まで

建設工事に係る再資源化等に関する法律

- 概要：特定の建設資材の分別解体、再資源化等の促進に関する法律
 届出先：各地域振興局土木部（熊本市内での解体等については熊本市、八代市内での解体等については八代市）
 届出時期：工事開始の 1 週間前まで

3 アスベスト廃棄物の処理

建築物の解体に伴い発生するアスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する必要があります。

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



レベル1 (発じん性: 著しく高い)	レベル2 (発じん性: 高い)	レベル3 (発じん性: 比較的低い)
吹付け石綿	耐火被覆板(ケイカル板2種) 断熱材(煙突、屋根折板)、保温材料	スレート、石綿含有岩綿吸音板、Pタイル ケイカル板1種、サイジング、石綿セメント板

事前の手続き等	レベル1	レベル2	レベル3
事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管) <small><石綿則第3条></small>	○	○	○
事前調査の実施 <small><建設リサイクル法施行規則第2条></small>	(対象はコンクリート等の特定建設資材(※)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査)		
作業計画の作成、周知 <small><石綿則第4条></small>	○	○	○
「工事計画届」 <small><安衛法第88条第4項></small> (14日前までに労働基準監督署長あて提出)	○	—	○
「特定じん排出等作業届出書」 <small><大防法第18条の15></small> (14日前までに都道府県知事等あて提出)	○	○	—
事前届出の実施 <small><建設リサイクル法第10条></small> (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出)	(特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載)		
「建築物解体等作業届」 <small><石綿則第5条></small> (作業前に労働基準監督署長あて提出)	○	○	—
事前措置の実施 <small><建設リサイクル法施行規則第2条></small>	(対象は特定建設資材に付着した吹付け石綿等の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)		

作業員の健康を守るために	レベル1	レベル2	レベル3
特別教育の実施 (対象: 解体等作業従事者全員) <small><石綿則第27条></small>	○	○	○
石綿作業主任者の選任 <small><石綿則第19条></small>	○	○	○
健康診断の実施、記録保管(40年保管) <small><石綿則第40条、第41条></small>	○	○	○
呼吸用保護具 使い捨てマスクは 使用してはいけません! <small><石綿則第14条></small>	 エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)	 全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)	 半面形マスク (フィルタ区分3又は2)
保護衣・作業衣 <small><石綿則第14条></small>	○ 保護衣(使い捨て)	○ 保護衣	○ 保護衣/作業衣

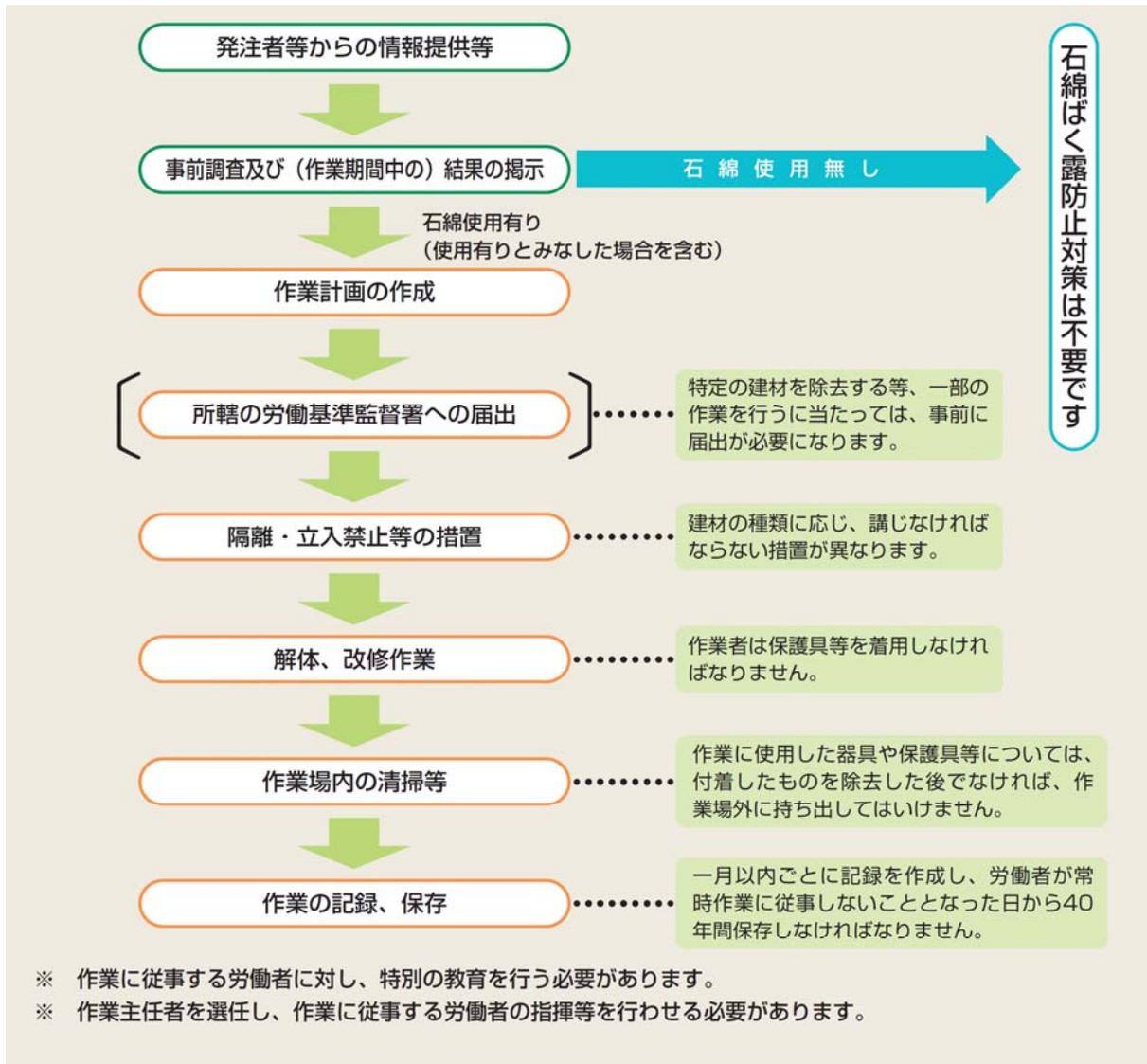
石綿粉じんを飛散させないために	レベル1	レベル2	レベル3
「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) <small><大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)></small>	○	○	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 <small><石綿則第15条、第33条、第34条></small>	○	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 <small><石綿則第28条、第31条></small>	○	○	○
作業方法 <small><石綿則第6条、大防則第16条の4></small>	隔離養生、前室の設置、HEPAフィルタ付き負圧除じん機/ 真空掃除機の設置 (切断等を行わない場合) 除去を行う部分の周辺を事前養生 <small><大防則第16条の4></small>		○ 手作業
石綿含有建材の湿潤化 <small><石綿則第13条、大防則第16条の4></small>	○ (薬液等) <small><大防則第16条の4></small>	○ (薬液等) <small><大防則第16条の4></small>	○
作業場の清掃(毎日) <small><石綿則第30条></small>	○ (特に隔離養生撤去前)	○ (特に隔離養生撤去前)	○

及資源の有効な適正処理	レベル1	レベル2	レベル3
分別解体の実施 <small><建設リサイクル法第9条></small>	(特定建設資材廃棄物(※)をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め解体工事等を計画的に施工)		
廃棄物の種類 <small><廃棄物処理法第1条の2></small>	「廃石綿等」 (特別管理産業廃棄物)		「石綿含有産業廃棄物」 (がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等)
廃棄物の処理方法 <small><廃棄物処理法第2条、施行規則第7条の2の3></small> 委託契約書の締結 マニフェストの交付 飛散・流出の防止 <small><廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3></small>	表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別 <small><廃棄物処理法施行規則第8条の13、施行令第6条の5></small> 溶融処理、無害化処理 埋立処分(管理型又は遮断型最終処分場) (固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重こん包)		他の廃棄物と区別、 破碎禁止 <small><廃棄物処理法施行令第6条></small> 溶融処理、無害化処理 埋立処分 (一定の場所、覆土)
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付	○ <small><廃棄物処理法第12条の2></small>		△ 埋立記録、保存(処分業者) <small><廃棄物処理法基準省令></small>

記録等	レベル1	レベル2	レベル3
作業環境測定、記録の保管(40年保管) (常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回) <small><石綿則第36条></small>	○	○	○
作業の記録、保管(40年保管) <small><石綿則第35条></small>	○	○	○

注1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項
 注2 安衛法: 労働安全衛生法、石綿則: 石綿障害予防規則、大防法(則): 大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令): 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則、埋立処分基準省令)、建設リサイクル法(施行規則): 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)
 注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体: 床面積合計80㎡以上 ②建築物新築: 同500㎡以上 ③建築物修繕・模様替: 請負代金1億円以上 ④その他の工作物: 同500万円以上の場合)の工事
 注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所で石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項
 注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規制等が適用される場合がある
 ※ 「特定建設資材」とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となったものを「特定建設資材廃棄物」という

【参考：石綿障害予防規則に基づく建築物の解体作業フロー】



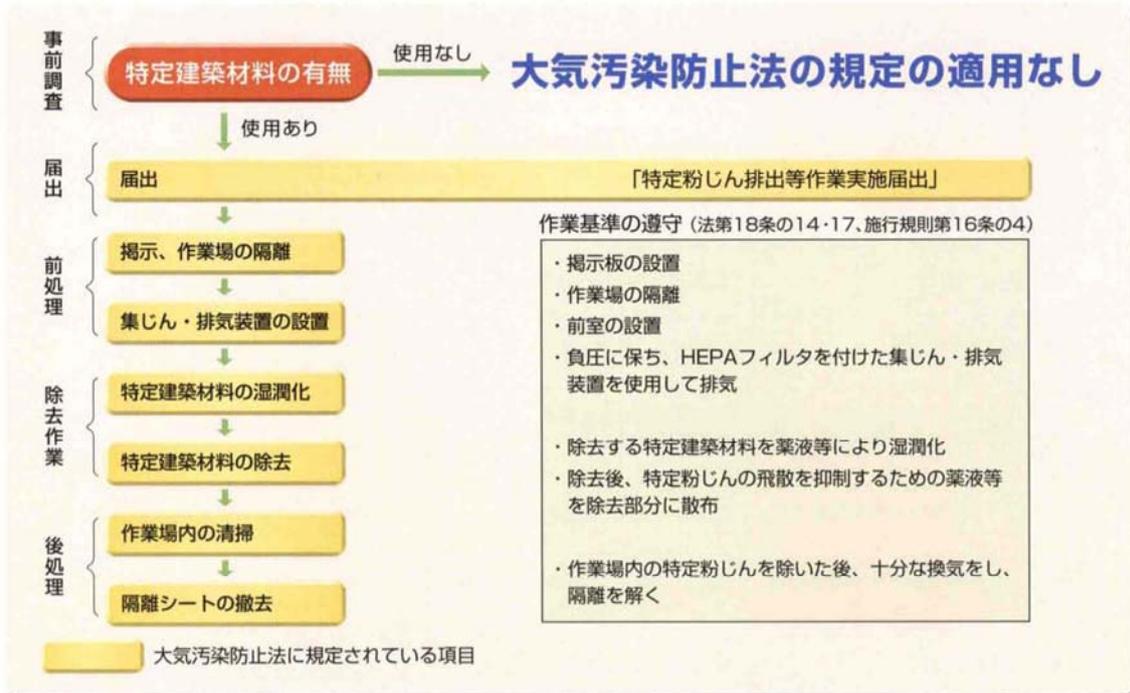
厚生労働省作成パンフレット「建築物の解体等の作業における石綿対策」から引用

【参考：大気汚染防止法による飛散防止対策フロー】

● 作業の届出（法第18条の15）

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、工事を施工する者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める**14日前**までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

● 一般的な手順



● 注文者の配慮（法第18条の19）

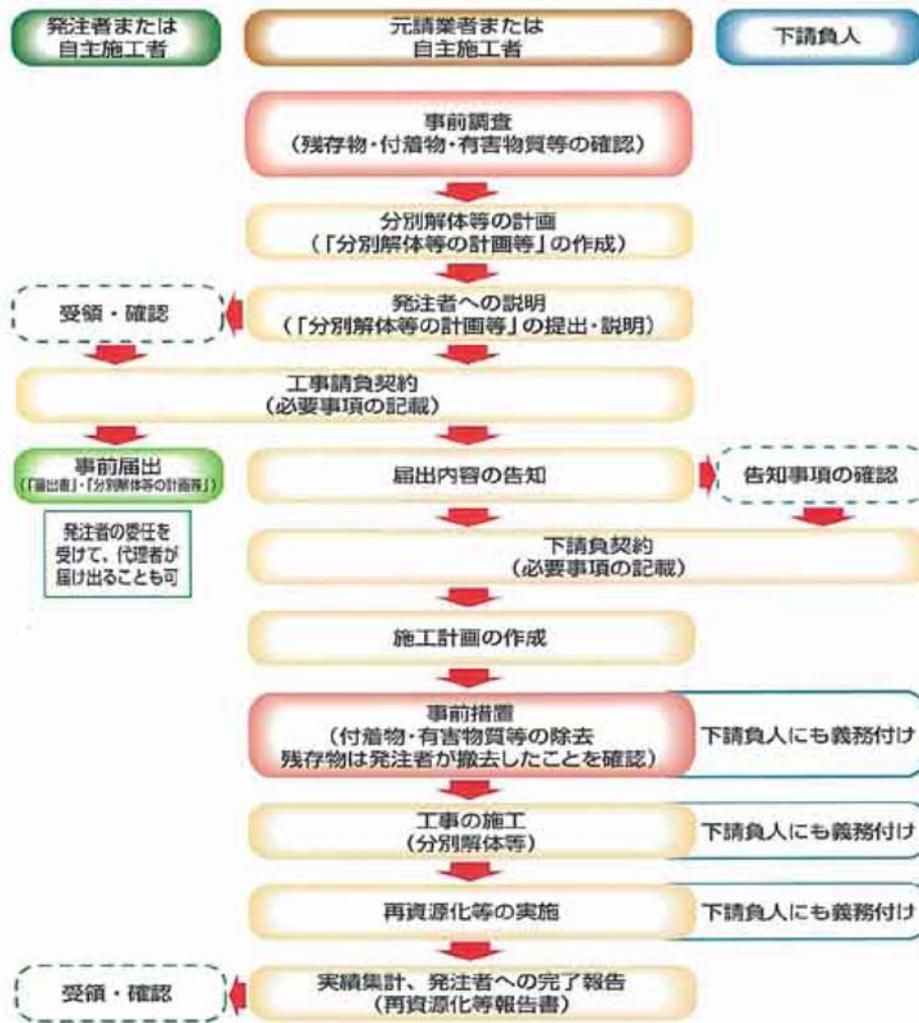
工事の注文者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

● 罰則（法第33条の2ほか）

届出をしない、又は都道府県知事による計画変更命令や作業基準適合命令等に違反した場合は罰則の対象となります。

環境省作成パンフレット「解体工事を始める前に」から引用

【参考：建設リサイクル法によるフロー】



建設副産物リサイクル広報推進会議作成「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」パンフレットから引用

【参考：建築物等の解体等に係る主な対策】

1 建築物等の解体工事等の発注時における措置 石綿則第8条、第9条関係

建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者によるその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられていますが、工事の発注者、注文者も次のことに配慮しなければなりません。

① 情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

② 注文者の配慮（石綿則第9条関係）

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることをしないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

2 事前調査、掲示 石綿則第3条関係

事業者は、建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。**また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。**

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。

**3 特別の教育** 安衛則第36条、石綿則第27条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に次の科目について、それぞれカッコ内の時間以上、教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性（30分）
- ② 石綿等の使用状況（1時間）
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間）
- ④ 保護具の使用状況（1時間）
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項（1時間）

**4 作業主任者の選任** 石綿則第19条、第20条関係

事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

5 作業計画の策定 石綿則第4条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等、封じ込め又は囲い込み作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法



厚生労働省作成パンフレット「建築物の解体等の作業における石綿対策」から引用

6 届出 安衛則第90条、石綿則第5条関係

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- (2) 建築物又は工作物の解体等の作業のうち、次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ① 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
 - ② 封じ込め又は囲い込みの作業
 - ③ (1)以外の吹付け石綿の除去作業

7 隔離・立入禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

- (1) 建築物又は工作物の解体等の作業における、吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業、**石綿等の切断等の作業を伴う石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、次の措置を講じなければなりません。ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません。**

- ① 当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離すること。
- ② 作業場所の排気に、集じん・排気装置を使用すること。
- ③ 作業場所を負圧に保つこと。
- ④ 作業場所の出入口に前室を設置すること。



- (2) 建築物又は工作物の解体等の作業における、石綿等の切断等の作業を伴わない石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、(1)以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。

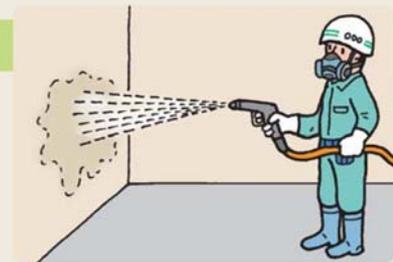
- (3) その他の石綿を使用した建築物等（**鋼製の船舶を含む**）の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

8 保護具の着用 石綿則第14条、第44条、第45条関係

石綿が使用されている建築物等（**鋼製の船舶を含む**）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク又は送気マスク等）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。また、**隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去の作業にあっては、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等に限りま**す。

9 湿潤化 石綿則第13条関係

石綿が使用されている建築物等（**鋼製の船舶を含む**）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



10 付着物の除去、隔離の措置の解除について 石綿則第6条、第32条の2、第46条関係

- (1) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (2) 足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (3) 作業場所の隔離の措置を講じたときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行った場合にあっては、当該建材を除去した部分を薬液等により湿潤化した後でなければ隔離の措置を解いてはいけません。**

厚生労働省作成パンフレット「建築物の解体等の作業における石綿対策」から引用

	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業							石綿等が使用されている鋼製の船舶の解体等の作業
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業				② 耐火被覆材等 ^{注1} （粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）の除去の作業		③ ①、②以外の建材の除去の作業	
	耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め・吊りボルトを取り付ける等石綿等の切断等を伴う囲い込みの作業	切断等を伴わない囲い込みの作業	切断等を伴う除去の作業	切断等を伴わない除去の作業		
事前調査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
作業計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14日前までの計画の届出	<input type="radio"/>							
あらかじめの作業の届出		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
特別教育	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
作業主任者の選任	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保護具の着用	<input checked="" type="radio"/> 注2	<input checked="" type="radio"/> 注2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
湿潤化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
隔離等の措置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
作業者以外立入禁止				<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
関係者以外立入禁止	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
注文者の配慮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれます。

注2 印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限ります。

厚生労働省作成パンフレット「建築物の解体等の作業における石綿対策」から引用

【参考：アスベスト関連の法規制の変遷】

(出所) 環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に加筆

年号	項目	内容
昭和35年 (1960)	「じん肺法」制定	じん肺健診についての規定(石綿も対象)
昭和46年 (1971)	「労働基準法特定化学物質等障害 予防規則(特化則)制定	製造工場が対象、局所排気装置の設置、測定の義務づけ (測定方法の規定なし)
昭和47年 (1972)	「労働安全衛生法」制定 「特化則」再制定	労働安全衛生法が新たに制定され、特化則は同法に基づ く規定に
昭和50年 (1975)	「労働安全衛生法施行令」の改正	名称等表示(石綿5%超対象)
	「特化則」の大改正(昭和49 I LO職業がん条約批准のため)	石綿5%超対象、取扱い作業も対象、石綿等の吹き付け 作業の原則禁止、特定化学物質等作業主任者の選任、作 業の記録、特殊健診の実施、掲示等
昭和63年 (1988)	告示「作業環境標準基準」	法規に規定されている各種物質の管理濃度を規定(石綿 も対象: 2 f/cm ³)
平成元年 (1989)	「大気汚染防止法(大防法)・同 施行令・同施行規則」の改正	石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石 綿製品製造/加工工場の敷地境界基準を10f/Lと規定
平成3年 (1991)	「廃棄物の処理および清掃に関す る法律」(廃棄物処理法)の改正	特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定。 吹き付け石綿、石綿含有保温材等の石綿含有廃棄物が該 当
平成7年 (1995)	「労働安全衛生法施行令」の改正	アモサイト、青石綿の製造等禁止
	「労働安全衛生規則」の改正	吹き付け石綿除去作業の事前届出
	「特化則」の改正	石綿1%超まで対象が拡大、吹き付け石綿除去場所の隔 離、呼吸用保護具、保護衣の使用
平成8年 (1996)	「大防法」の改正	特定建築材料(吹付け石綿)を使用する一定要件をみた す建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排 出等作業」となり、事前届出、作業基準の遵守義務を規 定
平成9年 (1997)	「大防法施行令・同施行規則」の 改正	
平成11年 (1999)	「特定化学物質の環境への排出量 の把握等および管理の改善の促進 に関する法律」制定	特定第一種指定化学物質として石綿が規定され、年間5 00kg以上使用する場合に、環境への移動・排出量を国 への報告義務付け
平成16年 (2004)	「労働安全衛生法施行令」の改正	石綿含有建材、摩擦材、接着剤等10品目が製造等禁止
	告示「作業環境評価基準」	石綿の管理濃度を改正(施行期日2005.4.1)
平成17年 (2005)	「石綿障害予防規則」の制定(施 行期日2005.7.1)	特定化学物質等障害予防規則から、石綿関連を分離し、 単独の規則である石綿障害予防規則を制定。解体・改修 での規制(届出、特別教育、石綿作業主任者等)を追加
	「大防法施行令・同施行規則」の 改正(施行期日2006.3.1)	吹き付け石綿の規模要件等の撤廃と特定建築材料に石綿 含有保温材、耐火被覆材、断熱材が追加。掻き落とし、 破碎などを行わない場合の作業基準を規定
平成18年 (2006)	「大防法」の改正(施行期日 2006.10.1)	法対象の建築物に加え工作物も規制対象となる
	労働安全衛生法施行令の改正(施 行期日2006.9.1)	石綿0.1重量%超の製品の全面禁止(一部例外あり)
	石綿障害予防規則の改正 (施行期日2006.9.1)	規制対象を石綿0.1重量%超に拡大 一定条件下での封じ込め、囲い込み作業に対する規制の 強化など
	廃棄物処理法の改正 (施行期日2006.10.1)	石綿0.1重量%超を含有する廃棄物を石綿含有廃棄物と 定義。また、無害化処理認定制度が発足した。(施行期 日2006.8.9)
	建築基準法の改正 (施行期日2006.10.1)	一定規模以上の増改築において、吹き付け石綿、石綿含 有吹き付けロックウールが施工されている部分は除去す ることが、また一定規模未満の増改築、大規模な模様替 え、大規模な修繕の場合は、除去または封じ込め、囲い 込みを行うことが義務づけられた。 ※一定規模: 増改築部分の床面積が増改築前の床面積の 1/2
平成21年 (2009)	石綿障害予防規則の改正 (2009.4.1施行)	事前調査の結果の掲示、電動ファン付き呼吸用保護具等 の使用の義務づけ等の改正

【参考：大気汚染防止法に基づく届出について】

(別紙1) ※施工業者配布用

建築物の解体・増改築を行われる施工業者の皆様へ

(必ずお読みください)

熊本県環境生活部
環境保全課長

建築物への石綿（アスベスト）使用の有無の確認について

日頃より本県の環境行政に御協力頂きありがとうございます。

ご存じの通り、石綿は重大な健康被害をもたらす物質であることから、建築物等（工作物も含む）の工事における石綿飛散の防止について、官民一体となって取り組んでいるところであります。

つきましては、建築物の解体・増改築工事について、石綿の使用状況（レベル1建材[石綿含有吹付け材]、レベル2建材[石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有保温材]、レベル3[石綿含有成形板等]が対象）の確認結果（**石綿6種類全て**について）を、下記により御報告下さい。

報告の内容によっては、法律に基づく報告徴収・立入検査（大気汚染防止法第26条に基づく）を行いますので、その際は設計図書等必要書類の準備及び立入検査に御協力下さい。

※ レベル1、2の石綿が使用有と判定された建築物については、大気汚染防止法に基づく届出書の提出(管轄保健所へ提出)が必要となります。

※ 法律(労働安全衛生法石綿障害予防規則)では、建築物等の解体・破砕等（全面的改修も含む）の作業を行う場合は、対象建築物等について、石綿の使用の有無を調査（目視、設計図書、分析等により）し、その結果を記録しておくことが義務づけられています。

※石綿使用建材がレベル3（石綿成形板等）の場合は、調査票中の石綿の有無の欄を有とし、その他の欄にレベル3建材である旨を記載願います。

なお、レベル3建材の除去工事については、法令に基づく届出は不要ですが、石綿の飛散防止を図るため、原則として常時散水するなど湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損した石綿含有成形板は丈夫なビニール袋やシートで囲うなどの措置を行って下さい。また、石綿を飛散させるおそれのある場合は解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや防炎シートなどで隙間無く囲んで下さい。さらに、作業主任者の選任や保護具の着用、作業員への特別教育、関係者以外立入禁止等の措置も行なって下さい。

記

1) 報告内容：調査票(別紙2)に調査事項をご記入下さい。

※調査票に代えて確認調査結果の記録の写し（調査票と同等以上の内容であること）を提出されても構いません。

2) 報告先：保健所衛生環境課（※建築物の在る地域を管轄する保健所）

3) 報告期限：工事開始の3日以上前（困難な場合は工事開始前）

4) 報告方法：FAX、郵送、持参いずれでも構いません。

《お問い合わせ先》

1) 環境生活部環境保全課 大気・化学物質班 石綿担当者 Tel：096-333-2269

2) 管轄保健所衛生環境課 公害担当者 Tel：

熊本市の提出先は「熊本市環境企画課 096-328-2427」です。

(別紙2)

【発信先】 保健所衛生環境課環境担当者 行き FAX

【送信元】 会社名 [TEL /FAX]

担当者名

工事の名称： 石綿使用面積：

工事の場所：

工期： 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

建築物等の構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入)					
建築物等の耐火性	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明 建築物等の施工年 年					
確認部位 (※機械室、化粧板等裏面も確認のこと)		設計図書		有 無		
該当部位が無い場合は2重取消線 [吹き付け材]	吹き付け材	石綿の有無の確認方法(該当箇所をチェック)				
		石綿	設計図書	目視	分析	その他 (具体的に記入)
天井	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
壁	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鉄骨	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
柱	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
はり	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エレベーターシャフト	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (部位名)	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
該当部位が無い場合は2重取消線 [耐火被覆材]	耐火被覆材	石綿の有無の確認方法(該当箇所をチェック)				
		石綿	設計図書	目視	分析	その他 (具体的に記入)
柱	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
はり	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
壁	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エレベーター回り	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (部位名)	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
該当部位が無い場合は2重取消線 [断熱材]	断熱材	石綿の有無の確認方法(該当箇所をチェック)				
		石綿	設計図書	目視	分析	その他 (具体的に記入)
煙突	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋根用折版	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (部位名)	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
該当部位が無い場合は2重取消線 [保温材]	保温材	石綿の有無の確認方法(該当箇所をチェック)				
		石綿	設計図書	目視	分析	その他 (具体的に記入)
ポイラー	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
タービン	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
配管	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
プラント	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (部位名)	有 無	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
該当部位が無い場合は2重取消線 [その他建材 (上記以外での建材)]	建材名	石綿の有無の確認方法(該当箇所をチェック)				
		石綿	設計図書	目視	分析	その他 (具体的に記入)
内装材 (壁、天井等)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
外装材 (外壁、軒天等)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋根		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (部位名)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (部位名)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※<参考>アスベストの確認方法についてのマニュアル等を下記に紹介してます。

- 1) 石綿 (アスベスト) 含有建材データベースについて [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/sasikae.html] : 国交省
- 2) 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル第3章3. 事前調査の実施 p20~25 : 建設業労働災害防止協会
- 3) 現場におけるアスベスト建材の識別資料「目で見るアスベスト建材」 [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010331_7_.html] : 国交省
- 4) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル第3章3.5吹き付け材の石綿有無の判定p43~ [http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html] : 環境省

4 熊本県民間建築物アスベスト緊急改修促進事業

熊本県では、アスベストによる県民の健康被害を未然に防止するため、国の優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）により、多数の者が利用する民間建築物のアスベスト改修を行う市町村への支援を行っています。

※市町村によって補助制度の創設状況及び補助内容が異なりますので、詳細については、各市町村又は県庁土木部建築課にお問い合わせ下さい。

◎熊本県民間建築物アスベスト緊急改修促進事業の概要

1. 対象建築物

- ・多数の者が利用する民間建築物で延床面積が概ね1000㎡以上
 ※多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する機械室等を含む）
- ・露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの
 ※吹付けアスベスト等：吹付けアスベスト及び吹付けアスベスト含有ロックウール
- ・他の補助金等が交付されていないもの

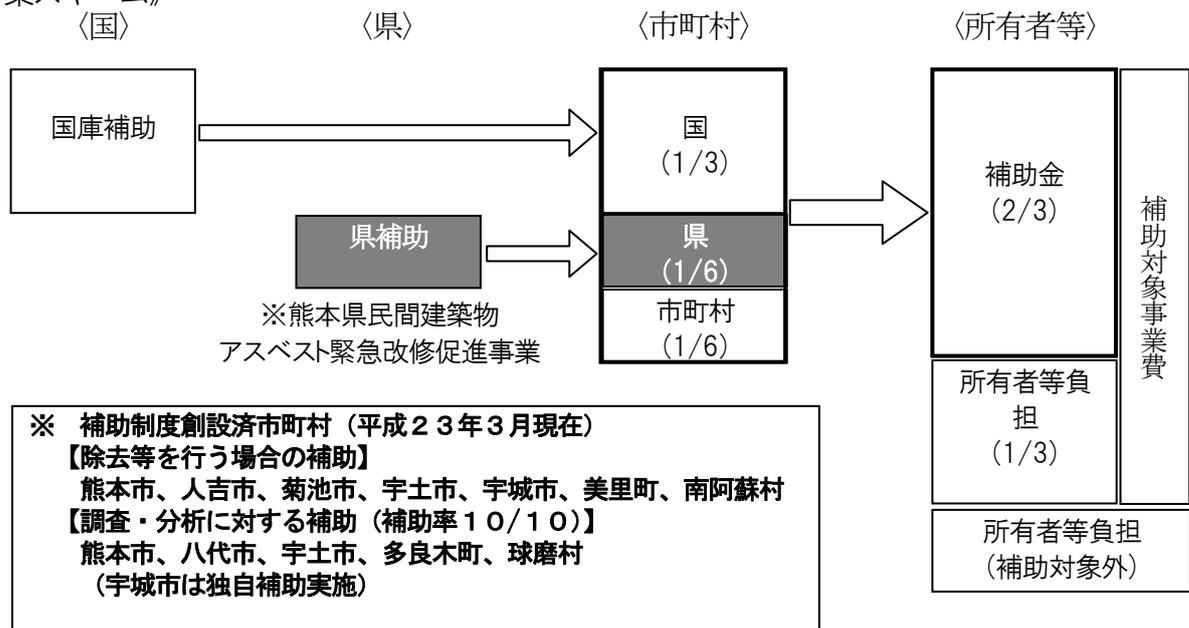
2. 補助対象経費

- ・対象建築物の所有者等が行うアスベスト除去等に要する費用（アスベスト処分費を含む）
 ※アスベスト除去等：吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み
- ※アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合には、アスベスト除去等相当分の費用

3. 補助額

- ・アスベスト除去等に要する費用のうち、国の補助対象経費（補助対象事業費）の1/6以内かつ市町村が補助する額の1/4以内

《事業スキーム》



5 熊本市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業

1 目的

民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベスト等の含有調査を行う建築物の所有者に対して補助金を交付することによって、アスベスト対策の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

吹付けアスベスト等を含有するおそれのある建築物において、その含有調査を行う所有者に対し、補助を行う。

※吹付けアスベスト等・・・建築物の天井や壁等に吹付け施工された吹付けアスベスト、吹付けロックウール及びアスベストを含有する吹付け建築材料をいう。

(1) 補助対象建築物（次の各号に該当する住宅）

- ①熊本市内に存在する民間建築物
- ②吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの
- ③本要綱ならびに本要綱以外の補助金の交付を受けて、過去にアスベスト含有調査を行っていないもの

※上記以外で特別な理由等により、市長が認める場合は補助対象とする。

(2) 補助対象者

- ①建築物の所有者（区分所有の建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体）
- ②その他所有者と同等と市長が認める者

※本市の市税を滞納していないものとする。

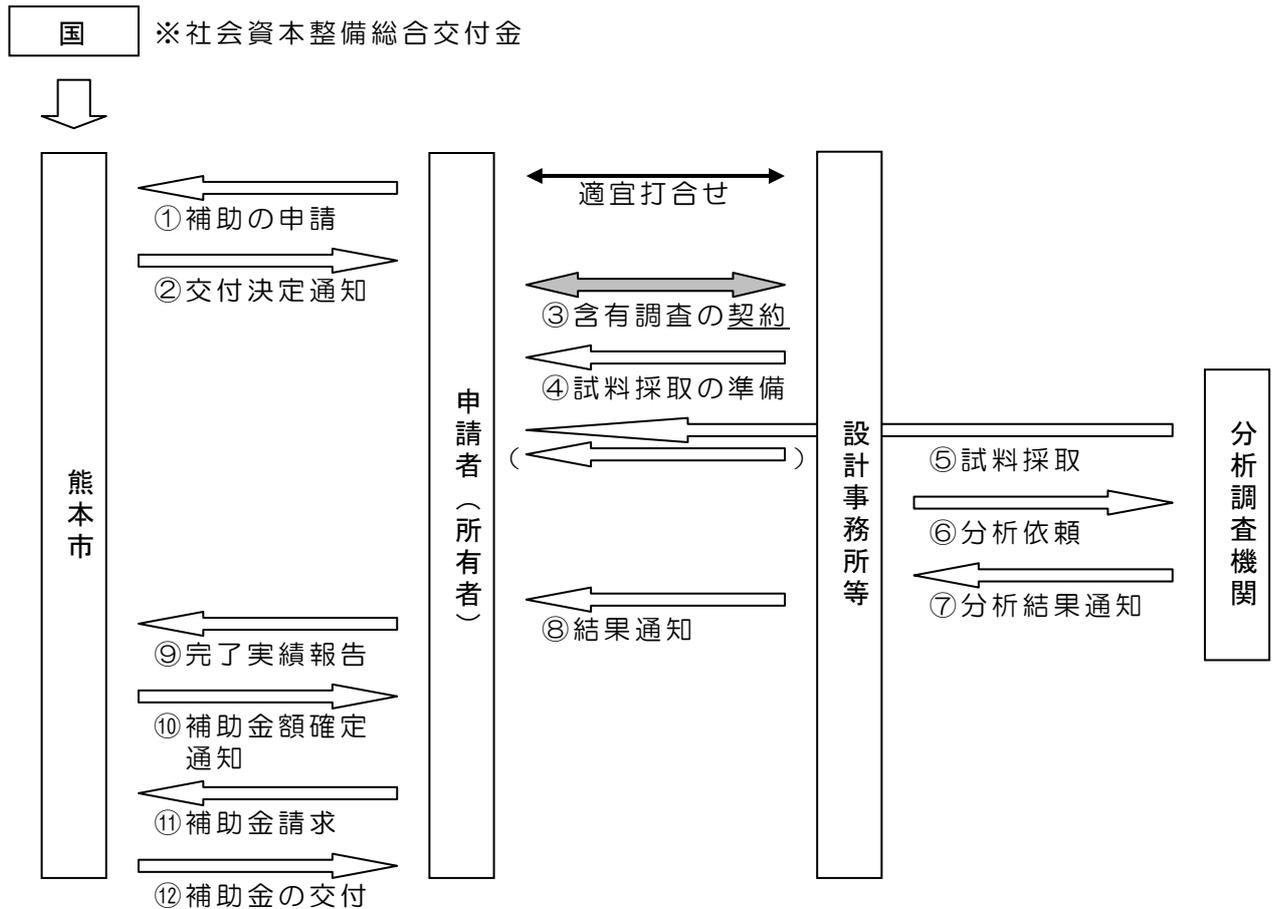
(3) 補助対象経費

吹付けアスベスト等の含有調査に要する費用（消費税を除く）。

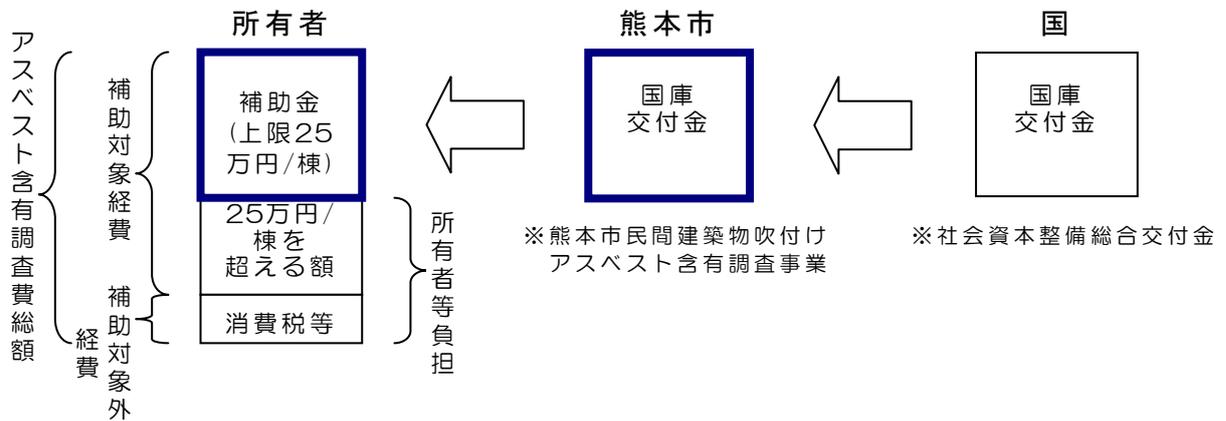
(4) 補助額（国：100%）

補助対象経費とし、かつ1棟あたり25万円を上限とする。

3 事業の流れ



4 補助スキーム



5 募集方法

対象建築物の所有者等へ補助制度の案内等を送付するほか、随時募集として相談や事前協議を受け付ける。

6 熊本市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業

1 目的

民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベスト等の除去等を行う建築物の所有者に対して補助金を交付することによって、アスベストによる新たな被害を未然に防ぎ、市民が安心できる生活環境を確保することを目的とする。

2 事業の概要

分析機関が発行した調査報告書等により、補助対象箇所における露出吹付けアスベスト等の含有を確認した建築物において、その除去等を行う所有者に対し、補助を行う。

※吹付けアスベスト等・・・吹付け材アスベスト（石綿）、石綿含有吹付けロックウール（岩綿）のうち、その重量の0.1%を超えてアスベストの含有があるものをいう。

※除去等・・・アスベストの「除去」、「封じ込め」および「囲い込み」をいう。

(1) 補助対象建築物（次の各号に該当する住宅）

- ①熊本市内に存在する民間建築物
- ②多数の者が利用する延床面積が1,000m²以上の建築物で、多数の者が共同で利用する部分
- ③露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの
- ④過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの

※上記以外で特別な理由等により、市長が認める場合は補助対象とする。

(2) 補助対象者

- ①建築物の所有者（区分所有の建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体）
- ②その他所有者と同等と市長が認める者

※本市の市税を滞納していないものとする。

(3) 補助対象経費

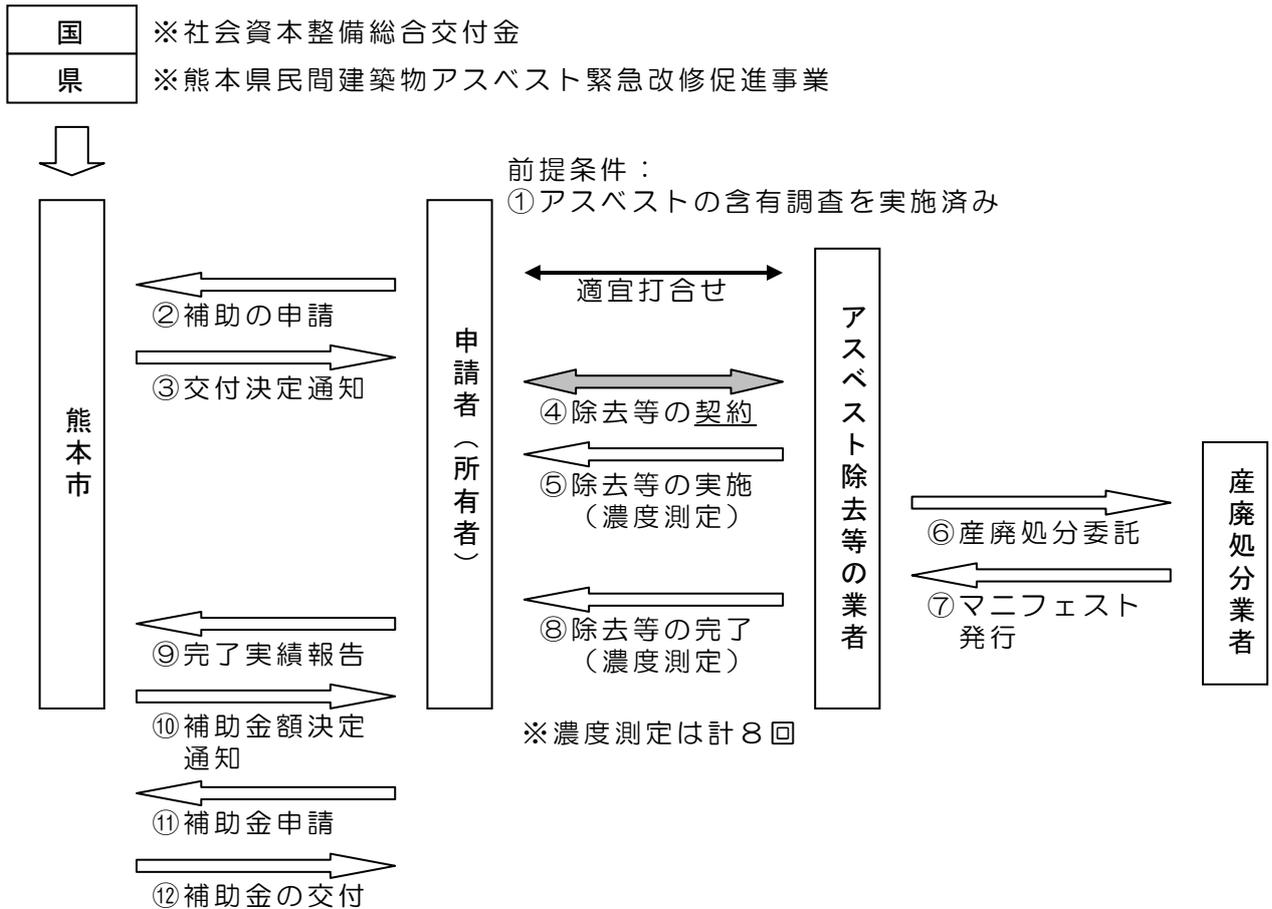
吹付けアスベスト等の除去等に要する工事費および処分費。

※原則として復旧に要する費用は含まない。

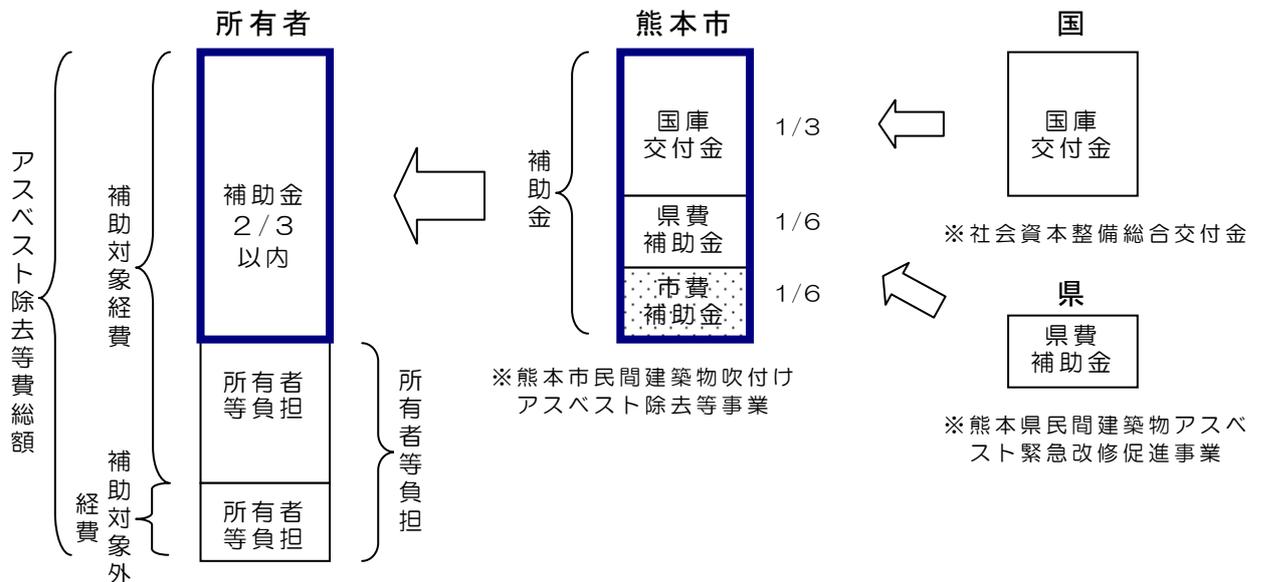
(4) 補助額（国：1/3、県：1/6、市：1/6、所有者：1/3）

補助対象経費の3分の2以内の額で、申請に基づき予算の範囲内で決定。

3 事業の流れ



4 補助スキーム



5 募集方法

対象建築物の所有者等へ補助制度の案内等を送付するほか、随時募集として相談や事前協議を受け付ける。

7 八代市アスベスト調査分析事業

◎ アスベスト調査分析事業の進め方は、以下のとおりです。

試料の採取費用及び分析機関の分析費用(消費税分は除く。)が補助の対象となります。

1. 補助申請

・市（建築指導課）へ、要領第1～3号様式により、補助申請を行います。

※ 1申請あたりの上限額は25万円（消費税を除く。）となっております。それを超える金額は自己負担となりますので注意してください。

申請の際、位置図、建物平面図、納税証明書等の添付書類が必要となりますが、見積書については、2社以上としてください。

2. 補助金交付決定通知

・市が申請の内容を確認し、補助金交付決定通知書を交付します。

※ 国の補助制度を活用することから、補助申請から交付決定通知までは、概ね1ヶ月程度かかりますが、それまで業者や機関との契約はできませんので注意してください。

3. 契約及び試料の採取、分析依頼

・試料を採取する業者（建築士等）や機関と契約後、試料の採取、分析依頼を行ってください。

※ 採取方法には一定のルールがあります。

（なお、建築士事務所等と契約を行う際、分析機関への依頼を含めて契約された方が申請者の事務負担は軽減されると思われます。）

4. 完了報告

・完了したときは、要領様式第9～10号により、市へ完了報告を行ってください。

添付資料・・・委託業者や機関の分析結果報告書、領収証

5. 検査及び補助金交付確定通知

・市が内容を検査（確認）し、補助金交付確定通知を交付します。

6. 請求書の提出

・市へ請求書（要領様式第12号）を提出してください。

7. 補助金の支払

・市から、請求書により指定された銀行等の指定口座へ補助金をお支払します。

8 アスベストに関するQ&A

(環境省作成ホームページより)

- (1) 石綿（アスベスト）とは？
- (2) 石綿が原因で発症する病気は？
- (3) どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか？
- (4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査にいけばよいのか？
- (5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか？
- (6) 吸い込んだアスベストは除去できるか？
- (7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか？
- (8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいのか？
- (9) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか？
- (10) 現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫か？
- (11) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫か？
- (12) 主人が石綿工場で働いていたのですが、家族の健診はどうすればよいのか？
- (13) わが家はアスベストの危険性があるか。
- (14) わが家では、見えるところには吹き付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か。
- (15) 建築物（事務所、店舗、倉庫等）はアスベストの危険性があるか。
- (16) 建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹き付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいのか。
- (17) 学校におけるアスベスト対策について教えて下さい。
- (18) 当社では石綿を取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいのでしょうか。
- (19) 石綿を扱う作業に従事していたことがあり心配です。どこへ相談したらよいのでしょうか。
- (20) 石綿を扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きをすればよいのですか。
- (21) 医師に中皮腫と診断され、労災が適用されるといわれました。どのような手続きを行えばよいのですか。
- (22) 医師に中皮腫と診断されましたが、どこで石綿を扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか。
- (23) 既に退職していますが、在職中は石綿を取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか。

(1) 石綿（アスベスト）とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

(2) 石綿が原因で発症する病気は？

石綿（アスベスト）の繊維は、肺繊維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています（WHO報告）。

石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよりますが、石綿を扱う機会が多いこととなりますので、定期的に健康診断を受けることをお勧めします。現に仕事で扱っている方（労働者）の健康診断は、事業主にその実施義務があります。（労働安全衛生法）

石綿を吸うことにより発生する疾病としては主に次のものがあります。労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

① 石綿（アスベスト）肺

肺が繊維化してしまう肺繊維症（じん肺）という病気の一つです。肺の繊維化を起こすものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、石綿の曝露によっておきた肺繊維症を特に石綿肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれております。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもあります。

② 肺がん

石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベスト曝露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、曝露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

③ 悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。若い時期にアスベストを吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりや

すいことが知られています。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

(3) どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか？

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度曝露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

(4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査にいけばよいのか？

アスベストを吸い込んだ可能性のある方で呼吸困難、咳、胸痛などの症状がある方、その他特にご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか？

胸部X線写真でアスベストを吸い込んでいた可能性を示唆する所見が見られる場合もありますが、アスベストを吸い込んだ方全てに胸部X線写真の所見があるとは限りません。ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(6) 吸い込んだアスベストは除去できるか？

一旦吸い込んだアスベストの一部は異物として痰のなかに混ざり、体外に排出されますが、大量のアスベストを吸い込んだ場合や大きなアスベストは除去されずに肺内に蓄積されると言われています。

(7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか？

発病し、さらにある程度進行するまでは無症状のことが多いと言われています。

(8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいか？

過去、石綿に曝露したことによる中皮腫や肺がんの発症を予防することについては現在有効な手段は明らかではありませんが、石綿を吸い込んだ方が全て中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだ石綿の量、期間、種類によって異なります。

肺がんについては、石綿曝露と喫煙との組み合わせで肺がんの発症は相乗的に上昇するとの報告があり、禁煙は重要です。

(9) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか？

職業歴に石綿又は石綿関連製品を取り扱う事業所等に就いていた可能性がありましたら、都道府県労働局又は労働基準監督署で労災の相談を受け付けています。また、石綿は昭和30年代より輸入が急増し、屋根に使われるスレートのような建材を始めブレーキライニングなど、多くの製品に使用されていたことから、職場で知らずにアスベストを吸っていた可能性もありますの

で、少しでも思い当たる場合には都道府県労働局又は労働基準監督署にもご相談下さい。

(10) 現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫か？

昭和30年代から40年代頃の間、工場の周りに住んでいたことによって、石綿に曝露されていたかどうかはわかりませんが、現在は、作業環境はもとより、工場の敷地境界の濃度の基準の遵守が義務づけられているため、工場周辺の一般大気環境は健康に影響を及ぼしうるものとは考えられません。

(11) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫か？

中皮腫は吸い込んだ石綿の量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、労働者など直接石綿又は石綿含有の製品を取り扱う方は大量にかつ長期にわたって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。

昭和30年代から40年代頃の間、石綿工場の周辺に居住していた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、国においても情報の収集等を行って、一般住民のリスクについて検討することとしています。

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(12) 主人が石綿工場で働いていたのですが、家族の健診はどうすればよいか？

作業経験者の家族の方で、石綿による健康障害が懸念される症状が現れた場合には、早めに医師に相談すると良いでしょう。ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(13) わが家はアスベストの危険性があるか。

建築物においては、

- ・耐火被覆材等として吹き付けアスベストが、
- ・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が

使用されている可能性があります。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹き付けアスベストは、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。

販売業者や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

(14) わが家では、見えるところには吹き付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

(15) 建築物（事務所、店舗、倉庫等）はアスベストの危険性があるか。

建築物においては、

- ・耐火被覆材等として吹き付けアスベストが、
- ・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が

使用されている可能性があります。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹き付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどです。

建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

(16) 建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹き付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいか。

石綿障害予防規則において、吹き付けられたアスベストが劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。

石綿障害予防規則等、関係法令に従って適切に対処してください。

(17) 学校におけるアスベスト対策について教えてください。

学校施設においては、吸音等を目的として天井等に吹き付けアスベストが使われてきました。昭和62年に学校、公営住宅等における吹き付けアスベストが社会問題となり、同年、対応方策について早急に検討するため、公立学校施設の吹き付けアスベストの使用状況の大勢の把握を目的として調査を実施しました。

その結果を踏まえ、昭和62年度からアスベスト対策工事について公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造事業の補助対象工事とし、設置者から申請があれば、優先的に採択しています。

また、関係法令や関係省庁からの通知、技術指針等を都道府県教育委員会等へ通知するとともに、これを厳守し適切な工事が行われるよう指導しています。

学校は子供たちが安心して学び生活できる場であることが何より大切です。

昨今、事業所等でのアスベスト被害が社会問題化していることに鑑み、子供たちの安全対策の万全を期するために、このたび、改めて学校施設等における吹き付けアスベスト使用状況等の全国実態調査を実施することとしました。

7月29日に学校の設置者等に調査依頼を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を講じていきたいと考えています。

(18) 当社では石綿を取り扱う作業を行っているのですが、どのような措置を講じればよいでしょうか。

石綿を取り扱う作業等として、①石綿含有製品を製造・加工する作業等と、②石綿が使用された建築物等の解体等の作業について、石綿障害予防規則等に基づいて、主に次のような対策を講ずることが義務付けられています。

① 石綿含有製品を製造・加工する作業等

ア. 労働安全衛生法関係

- ・石綿粉じんが発散する屋内作業場については、粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設ける。
- ・石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
- ・石綿製品を切断、穿孔、研磨等する際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、石綿製品を湿潤なものにする。
- ・屋内作業場については、6か月に1回ごとに空気中の石綿の濃度を測定し、作業環境の状態を評価、改善する。測定の記録は30年間保存する。
- ・常時これらの作業に従事する労働者について、6か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30年間保存する。

イ. 大気汚染防止法関係

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する次のいずれかの施設（一定規模以上）を設置又は使用しようとする工場又は事業場は、都道府県等へ60日前までに届出が必要なほか、敷地境界基準（大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本以下であること）の遵守、自主測定の義務（6か月に1回以上）と測定結果等の3年間保存が義務づけられています。

- 解綿用機械、混合機、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス（剪断加工用のものに限る。）、穿孔機（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）

② 石綿が使用された建築物等の解体等の作業

ア. 労働安全衛生法関係

- ・解体、改修を行う建築物に石綿が使用されているか否かについて、事前調査を行う。
- ・石綿が使用されている建築物の解体、改修を行う前に労働者へのばく露防止対策等を定めた作業計画を定め、これに従って作業を行う。

- ・石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、石綿の有害性、粉じんの発散防止、保護具の使用方法等について特別教育を行う。
- ・石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
- ・石綿を含む建材等の解体をする際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、建材等を湿潤なものにする。
- ・常時これらの作業に従事する労働者について、6 か月ごとに1 回、特殊健康診断を実施するとともに、1 か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30 年間保存する。

なお、建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けています。

(建設業労働災害防止協会) 03-3453-8201

イ. 大気汚染防止法関係

吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業で次の作業を伴う建設工事を施工しようとする方は、都道府県知事等へ14 日前までに届出が必要なほか、集じん装置の設置、隔離、湿潤化等の作業基準の遵守が義務づけられています。

- 耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造又は補修する作業のうち、
 - (ア) 当該建築物の延べ面積が500 平方メートル以上であり、かつ、
 - (イ) 解体、改造又は補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50 平方メートル以上である作業

(19) 石綿を扱う作業に従事していたことがあり心配です。どこへ相談したらよいでしょうか。

石綿による健康への影響などについて知りたい場合は、保健所、各都道府県産業保健推進センターまたは労災病院までご相談ください。(都道府県産業保健推進センターリスト：

<http://www.rofuku.go.jp/sanpo>)

なお、日常生活で、次のような症状が出てきたときは、上記の窓口にご相談されるか、最寄りの医師の診察を受けましょう。

- ・息切れがひどくなった場合
- ・せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ・たんに血液が混ざった場合
- ・顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- ・顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- ・はげしい動悸がする場合
- ・かぜをひいて、なかなか治らない場合
- ・微熱が続く場合
- ・高熱が出た場合
- ・寝床に横になると息が苦しい場合
- ・食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- ・やたらに眠い場合

今健康に支障がない場合でも、石綿による健康障害は、潜伏期間が数十年と長い場合があります。

す。石綿にばく露するような作業に従事されていたのであれば、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受診されることをお勧めします。

- (20) 石綿を扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きました。どこで手続きをすればよいのですか。

過去に石綿を取り扱う作業に従事し、離職の際または離職後の健康診断で、一定の所見（両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。）が認められる場合には、住所地の（離職の際は、事業場の）都道府県労働局に健康管理手帳の申請をすることにより、健康管理手帳の交付がされます。

手帳が交付された場合には、その後、無料で定期的に健康診断を指定の医療機関で受けることができます。

なお、この健康管理手帳の申請は、所属していた事業場が倒産等により、今現在存在していなくても、申請することができます。

申請方法などの詳細につきましては、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

- (21) 医師に中皮腫と診断され、労災が適用されるといわれました。どのような手続きを行えばよいのですか。

業務上、石綿（アスベスト）を吸入し、それが原因で石綿疾患に罹ったり、亡くなられた場合には、労災としての認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険の給付には、治療費の給付に当たる療養補償給付や治療するために会社を休んだ場合に支給される休業補償給付等がありますが、いずれの場合も請求書に必要事項を記入して、医療機関又は労働基準監督署にその請求書を提出して手続きを行います。

詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

※ 労働局連絡先

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/pref.html

※ 労働基準監督署連絡先

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/location.html

- (22) 医師に中皮腫と診断されましたが、どこで石綿を扱ったかわかりません。この場合でも、労災認定を受けられるのでしょうか。

石綿を取り扱った場所がよくわからない場合でも、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。監督署において、詳しくお話を伺い、必要な調査を行います。

その結果、中皮腫が仕事が原因であると認められれば、労災認定が受けられます。

- (23) 既に退職していますが、在職中は石綿を取り扱う作業に従事していました。中皮腫や肺がんを発症した場合、退職後でも労災認定は受けられるのでしょうか。

労災保険給付を受ける権利は、退職しても変更されません。したがって、退職された後であっても、労災認定を受けることができますので、労働基準監督署にご相談ください。

【熊本県作成 Q&A】

【Q3-1】 アスベストは、建築物等ではどのように使用されているのですか？

【A3-1】

アスベストは、安価であり、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性など多様な機能を有していることから、耐火・断熱・防音の目的で建築材料として、建築物(ビル、学校・病院、工場、一般住宅など)や工作物(駐車場、プラットホーム、変電施設など)に大量に使用されてきました。その使用形態は大きく分けると以下のようなものがあります。

〈吹付けアスベスト〉

アスベストとセメントとを一定割合で水を加えて混合し、吹付け施工したもので、耐火被覆用としては、鉄骨造建築物のはり、柱等への吹き付けで、使用期間は昭和 38 年頃から 50 年初頭までです。(昭和 50 年に原則禁止)

吸音・断熱用は、ビルの機械室、ボイラー室、地下駐車場等の他、学校、体育館、工場等の天井、壁などに使用されています。使用期間は昭和 31 年頃から 50 年初頭までです。

吹付けアスベストが使用された建物等では、表面の破損部分や摩耗部分等からアスベスト繊維が飛散する可能性があり、解体や経年劣化により飛散しやすくなります。

〈吹付けロックウール〉

昭和 50 年に吹付けアスベストが原則禁止となった以降は、吹付けロックウールに切り替わっていましたが、しばらくの間は、アスベストを混ぜて使用されていました。

用途は、吹付けアスベストと同様に、耐火被覆用と吸音・断熱用であり、使用場所などもほぼ同じです。アスベストを混ぜて使用された期間は、昭和 43 年頃から 55 年頃までですが、一部の工法(湿式)については、63 年頃まで使用されていました。

※ロックウール: 工場で製造される人造鉱物繊維(天然岩石や高炉スラグが原料) (⇒アスベストは、天然に産出する鉱物繊維) アスベストに比べ、発がん性は認められないといわれるものの、大量に吸引するとじん肺のおそれはある。

〈アスベスト保温材(石綿含有保温材、耐火被覆板等)〉

アスベスト保温材には、保温材と耐火被覆板があります。板状保温材及び筒状保温材は、各種プラントの塔などの外壁や配管の定形部にボルトや針金等によって固定され使用されています。ひも状保温材は、各種プラントの曲管部や施工しにくい部分に巻き付けて使用されています。布団状保温材は、各種プラントのポンプ、バルブ、フランジ等の保守点検を必要とする部分等に被せ、その上から針金等を巻き付けて使わ

れています。

耐火被覆板は、吹付けアスベストと同様に鉄骨材等の耐火性能を確保するために用いられています。

〈アスベスト成形板(石綿スレート、パルプセメント板、石綿セメントサイディング等)〉

アスベスト成形板には、平板又は波板状のものがあり、最も代表的なものが石綿スレートです。防火性、耐水性等に優れた性能を持つことから、建物の外壁、屋根をはじめとして広い範囲で使用されています。さらに、化粧を施したものや軽量化したものなど、多くの石綿スレート関連製品があります。

アスベスト成形板は、アスベストとセメント等を固化して造るため、通常の状態での飛散のおそれはありませんが、住宅補修時の材料の切断や解体の時に注意が必要です。

【Q3-2】 一般の住宅でもアスベストは使われていますか？

【A3-2】

店舗併用住宅等、鉄骨や鉄筋住宅では、昭和30年頃から50年頃までに建設された建物を主に、H鋼やコンクリートスラブの表面に吹付けアスベストが使われている場合があります。昭和50年に吹付けアスベストが原則禁止となってからは、アスベスト含有吹付けロックウールがおおむね昭和63年まで使用されてきました。また、その他の住宅においても、住宅屋根用化粧スレートなどのほか、建築物の外装であるサイディング、外壁や間仕切壁等の押出成型セメント板が最近まで使われたりしています(平成16年10月製造等禁止)。これらスレート等の建材はアスベスト成形板と呼ばれ、非飛散性のアスベストです。なお、アスベスト成形板は、セメントなどで固定しており、切断などをしない限り、大気中に飛散する可能性は低いいため、健康影響の心配はありません。

一般名	使用部位
住宅用屋根スレート	屋根
サイディング	外壁
パルプセメント	内装、天井

【Q3-3】 建築物にアスベストが使われているか、どのように調べたらよいでしょうか？

【A3-3】

建築物を施工した業者に問い合わせ、設計図書(建築時の施工図・材料表等)で確認します。また、建築資材に貼ってあるシール等で製造メーカーが特定できれば、製造メーカーへの問い合わせをお勧めします。建築時等の情報がない場合は、目視での確認や吹付けアスベストが規制された年代と建築年次、使用され

ている用途などにより類推する方法があります。吹付けアスベストの施工時期の目安は次のとおりです。

(1)吹付けアスベスト:昭和50年まで

(2)アスベスト含有吹付けロックウール:昭和55年まで(湿式工法では昭和63年まで)

また、分析を行いたい場合は、個人の負担となります。

借家・マンションにお住まいの場合は、大家や管理者等に確認してください。(分析機関については、[【Q3-4】](#))

※湿式工法とは、ロックウール、セメント、水を工事現場の低層部で混合した後、吹付け機のノズルの先端へ圧送して吹き付ける工法。乾式工法(材料を別々に圧送する工法)と比べ、施工中の飛散が少なく、施工後の表面硬度が高い。

【Q3-4】 材料を持ち込んで、アスベスト使用の有無を分析できる場所はありますか？

【A3-4】

民間の分析機関(「アスベスト検査機関一覧」参照)があります。

費用については、各分析機関で様々で、分析方法(定性・定量分析)でも異なるので、次表の各分析機関にお問い合わせください。

また、熊本市の環境総合センターでは、熊本市内の個人の住宅に施行されている吹付け材に限り、定性分析を実施しております。詳細につきましては熊本市環境総合センター(環境総合研究所 Tel 096-379-2511)へお問い合わせください。

社名	住所	Tel
(株)朝日環境分析センター	八代市新港町 2-2-8	0965-37-1377
(株)鶴城	宇土市築籠町 221	0964-22-4790
(株)三計テクノス	熊本市御領 5-6-53	096-388-1222
(株)同仁グローカル	益城町田原 2081-25	096-286-1311
(株)野田市電子	熊本市世安町 335	096-322-0167

○熊本市環境総合センター(熊本市画図町所島 404-1) Tel 096-379-2511 ただし、アスベストが含まれているかどうかの定性的な分析はできるが、何%含まれているかの定量的な分析はできない。

※定性分析→アスベストが含まれているかどうかの分析

※定量分析→アスベストが何%含まれているかの分析

(参考)民間機関での費用

- ・定性分析(2~3万円程度)、定量分析(2~4万円程度)
- ・熊本市環境総合センターにおける費用 2,500円

【Q3-5】勤務先のビルにアスベストが使用されているかどうか心配です。

【A3-5】

平成17年7月から施行された「石綿障がい予防規則」では、事業者等が吹付けアスベストの管理を適切に行うよう定めています。建築物の吹付けアスベストが損傷、劣化して、労働者がアスベストを吸引するおそれがある場合、事業者はアスベストの除去・封じ込め・囲い込み等の措置をとる必要があります。

また、共有部分については、建築物の所有者等が同様の措置をとることとされていますので、建物の管理者又は所有者に確認してください。

(石綿障がい予防規則については、こちら(厚生労働省のHPへ))

(除去、封じ込め、囲い込み等については、[【Q3-6】](#))

【Q3-6】建築物に吹付けアスベストが使用されていますが、どのような対処方法がありますか？

【A3-6】

吹付けアスベストの処理については、大きく3つの方法があります。

- (1) 除去処理工法…既存の吹付けアスベストを下地から取り除く方法
 - (2) 封じ込め工法…吹付けアスベストはそのまま残し、薬剤を浸透させて固めたり、薬剤で覆ったりして繊維を飛散させないようにする方法
 - (3) 囲い込み工法…吹付けアスベストはそのまま残し、アスベスト繊維が飛散ないように周りを囲う方法
- いずれの方法がよいかは、劣化の程度や部位等の条件によるので、建築士や施工業者とも相談して適切な工法を選択してください。また、工事中はアスベストが飛散しないよう、十分な措置を行ってください。

※アスベスト処理業者については、(社)日本石綿協会(Tel 03-5765-2381)にお問い合わせください。

【Q3-7】民間建築物に吹付けアスベスト等が使用されていますが、県は除去等の指導はしないのですか？

【A3-7】

国土交通省からの通知を受け、概ね1,000m²以上の大規模な建築物の所有者や管理者等に対し、露出してアスベストの吹き付けがされているか否かの調査・報告を依頼しているところです。

吹付けアスベストの使用が確認されたものについては、必要に応じ除去等の工事や適正な維持管理を指導していくこととしています。

なお、小規模な建築物については、建築主等からの相談に応じて、適正な処理や管理を指導していくこととしています。

【Q3-8】 アスベストが吹き付けられた建築物を解体する際、どのような手続が必要ですか？

【A3-8】

アスベストが吹き付けられた建築物等の解体について、石綿障がい予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法に基づいた作業や届出が必要になります。

届出先及び届出の期間については次の表のとおりです。

(参考)

関係法令	届出先	届出期間
労働安全衛生法	最寄りの労働基準監督署	工事開始の2週間前まで(吹き付けアスベスト)
石綿障がい予防規則	最寄りの労働基準監督署	工事開始前まで(アスベスト保温材等)
大気汚染防止法	県(各保健所)熊本市内の方は熊本市役所	工事開始の2週間前まで
建設リサイクル法	県(各振興局)熊本市内の方は熊本市役所八代市内の方は八代市役所	工事開始の1週間前まで

[大気汚染防止法上の規模要件] 注:H18年2月には規模要件撤廃の見込み

- (1) 延べ床面積 500m² 以上の建築物を解体する作業であって、吹付けアスベストを使用している面積が 50m² 以上
- (2) 特定耐火建築物等を改造、補修する作業であって、その対象面積がアスベスト使用面積が 50m² 以上

[建設リサイクル法上の規模要件]

- (1) 延べ床面積 80m² 以上の建築物の解体工事
- (2) 延べ床面積 500m² 以上の建築物の新築・増築

(3) 請負代金1億円以上の修繕・模様替(リフォーム等)

※石綿障がい予防規則は規模要件なし

【Q3-9】 アスベスト除去等に要する経費の融資制度はありますか？

【A3-9】

現在、アスベスト除去等を目的とした融資制度はありませんが、要件に該当すれば、中小企業に対する既存の県の融資制度を利用できる場合があります。融資制度の詳細については、県経営金融課金融班にご相談ください。

(参考) 中小企業融資の例

○金融円滑化特別資金

〔目的〕

最近の経済環境及び外部環境の変化により、一時的に売上の減少等業況の悪化をきしている中小企業者の経営の安定を図ることを目的

〔資金使途〕

事業経営に必要な設備資金又は運転資金

○小規模事業者資金

〔目的〕

小規模事業者に対し、事業資金の融資を行うことにより、経営の安定を図ることを目的〔資金使途〕 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

※融資対象や融資条件等の詳細の内容は、県経営金融課(金融班)へ(Tel 096-333-2325)

4. アスベストの処理に関する相談

【Q5-1】 吹き付けられているアスベストを除去したいのですが、どれくらい費用がかかるでしょうか？

【A5-1】

除去費用について一概にはいえませんが、処理面積が300m²未満であれば、m²当たり2万円～6万円程度です。

(参考) 吹付けアスベスト処理費用

・処理面積 300m² 満の場合 2万円/m²～6万円/m²

- ・処理面積 300m²～1,000m² の場合 1.5 万円/m² ～4 万円/m²
- ・処理面積 1,000m² 以上のの場合 1 万円/m²～2.5 万円/m²

※(社)建築業協会が過去3年間の施工実績を集計分析したもの。事前調査、仮設、除去、廃棄物処理費用等全ての費用を含む。

【Q5-2】 吹付けアスベストを除去した後、建物に構造上の影響はないのですか？

【A5-2】

アスベストが鉄骨の耐火被覆として吹き付けられていた場合は、除去後も耐火性能を維持することが必要です。建築士等にご相談になり、建築基準法上必要な耐火性能が維持できるよう改修計画を立ててください。

【Q5-3】 アスベスト廃棄物を処分できる業者を教えてください。
(アスベスト廃棄物の法律上の取扱いはどうなっているのですか？)

【A5-3】

【飛散性アスベスト廃棄物(廃石綿等)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)では、建築物に吹き付けられたアスベストを除去したも等、飛散するおそれのあるものが「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物となります。

飛散性アスベスト廃棄物(廃石綿等)の収集運搬については、特別管理産業廃棄物収集運搬業(廃石綿等)の許可を有した業者に委託することが可能です。

処分については、特別管理産業廃棄物処分業(廃石綿等)の許可を有した業者に委託することになり、おもに管理型処分場で最終処分されます。

【非飛散性アスベスト廃棄物】

スレート等の成形板等の非飛散性のアスベスト廃棄物は、通常の産業廃棄物として取り扱われます。

非飛散性アスベスト廃棄物の収集運搬については、産業廃棄物収集運搬業(がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の許可を有した業者に委託することが可能です。

処分については、産業廃棄物処分業(がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の許可を有した業者に委託することになり、安定型処分場で最終処分されます。

アスベスト廃棄物を取り扱う業者名等については、

(社)熊本県産業廃棄物協会(Tel 096-213-3356)にお問い合わせください。

9 国の技術的助言

国住指第1539号
平成18年10月1日

各都道府県知事あて

国土交通省住宅局長

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号。以下「改正法」という。）、建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第308号）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年省令第96号）及び関連する告示は、いずれも平成18年10月1日より施行されることとなった。

今回の改正法等の運用について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知されたい。

記

第1 改正法の趣旨

平成17年6月末に、石綿メーカーが、従業員が肺ガンや中皮腫で死亡していたこと、工場の近隣の住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡していたことを公表した。さらに、同年8月に、大阪府内の文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表され、文具店内に吹付け石綿が露出していたことが原因ではないかと指摘されている。

このような状況を受けて、同年12月に、社会資本整備審議会建築分科会において審議の結果、建議「建築物における今後のアスベスト対策について」がとりまとめられた。

これを受けて、政府の総合対策の一貫として、建築基準法（以下「法」という。）において、吹付け石綿等の使用を規制する改正を行い、建築物の所有者等に対し、増改築時の除去等の義務づけ、衛生上有害となるおそれがある場合に勧告及び命令を行う等の既存建築物における石綿の飛散防止対策の推進を図ることとしたものである。

第2 改正法等の概要

1. 石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用の規制

石綿の飛散のおそれのある建築材料として、吹付け石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する吹付けロックウール（以下「吹付け石綿等」という。）を定め、建築物において、これらの建築材

料を使用しないこととした。(法第28条の2第1号及び第2号)

これにより、吹付け石綿等の使用の規制に関し、特定行政庁による勧告・命令(法第10条)、定期調査・報告(法第12条第1項及び第2項)、特定行政庁による報告徴収・立入検査(同条第5項及び第6項)、定期報告概要書の閲覧(法第93条の2、建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第11条の4)が適用され、法に基づき、吹付け石綿等に関する飛散防止措置の推進を図ることが可能となった。

2. 既存建築物の増改築時等の取扱い

吹付け石綿等のある既存建築物については、増改築、大規模修繕・模様替の際に、原則として、吹付け石綿等を除去することとするが、従前の床面積の2分の1を超えない増改築及び大規模修繕・模様替については、当該部分以外の部分については、封じ込め及び囲い込みの措置を許容することとした。

3. 工作物の取扱い

工作物についても、石綿に関する規制の適用については建築物と同様に行うこととした。

第3 今後の運用方針等

1. 規制の対象となる建築材料について

法第28条の2第1号は、建築の現場において建築材料に石綿を純粋な状態で添加しないことを定めている。しかし、実際には、石綿は他の材料と混合されて使用されることから、当該規定により規制される建築物は想定されない。

従って、実質的には、吹付け石綿等の規制は、同条第2号によって行われることとなる。同号に基づく平成18年国土交通省告示第1172号では、規制の対象外となる建築材料として、吹付け石綿等以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料を定めている。ここでは吹付け石綿等のみが規制の対象とされており、その他の石綿含有建築材料(吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト、成型品等)は規制の対象とはなっていない。また、同号に基づく国土交通大臣による認定については現在のところ対象となる建築材料は想定されない。規制の対象となる建築材料の取扱いの考え方については、前述した建議の2(1)を参照されたい。

2 著しく衛生上有害となるおそれのある場合の対応について

吹付け石綿等が使用されている建築物については、民間建築物における吹付けアスベストの実態調査、定期調査・報告等により把握した上で、必要に応じて、報告聴取、立入検査を行い、建築物の所有者等に除去等の飛散防止措置の実施を指導されたい。

また、石綿の飛散により著しく衛生上有害となるおそれがあると判断される場合には、法第10条に基づく勧告、命令の厳正な適用を図られたい。勧告、命令に当たっては、次の事項を総合的に勘案して行われたい。

- ① 吹付け石綿等の劣化(表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地との間の浮き・はがれなど)の進行が著しいこと
- ② 劣化の著しい吹付け石綿等が露出している空間(空調経路を含む)で恒常的に人が活動している

こと。特に、規模、用途により、多数の者への影響が懸念されること。

③ 劣化の著しい吹付け石綿等が大量に認められること

なお、石綿繊維の濃度の基準については、現時点で室内環境の基準はなく、石綿繊維の濃度測定結果に基づき、勧告・命令の判断を一律に行うことは困難である。濃度測定結果については、周辺大気中の濃度との比較等を行いつつ、上記の事項を総合的に勘案する際の参考として適宜活用されたい。

また、石綿の飛散防止措置として除去、囲い込み、封じ込めの工事を行うに際しては、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る材の再資源化等に関する法律等の関係法令を遵守するよう、所有者等に周知徹底されたい。

3. 封じ込め、囲い込みの措置について

従前の床面積の2分の1を超えない増改築や大規模修繕・模様替の際に、当該部分以外に許容される封じ込め、囲い込みの措置の基準については、平成18年国土交通省告示第1173号に示したところであるが、この基準は、吹付け石綿等であって、人が活動することが想定される空間に露出しているものについて適用される。人が活動することが想定される空間には、恒常的に人の活動が想定される居室だけでなく、作業、点検のために一時的に立ち入る機械室、エレベーターシャフトなども含まれる。また、空調経路などの連続する空間も含まれることとなる。

増改築等の際に、すでに封じ込め、囲い込みの措置が行われている部分については、措置の内容や現状に照らして、当該基準に準じた措置がなされている場合には露出していないものと取り扱って差し支えない。

封じ込めの措置の基準では、石綿飛散防止剤について、法第37条に基づく国土交通大臣の認定を求めていることに留意されたい。

また、封じ込め、囲い込みの措置を行う場合、規則第1条の3第1項表1に基づき、各階平面図においてその措置を明示すべきこととした。その前提となる既存建築物の吹付け石綿等の有無の把握にあたっては、申請者に対し、適宜、新築時の設計図書、分析結果等を求めて、確認されたい。

4. 定期報告

今般、法第12条第1項に基づく定期調査報告書の様式（第36号の2の4様式）について、吹付け石綿等の実態把握をより適切に行うため報告内容の充実等の見直しを行った。具体的には、第三面に「7. 石綿を添加した建築材料の調査状況」の欄を新たに設けた。この欄に吹付け石綿等がある旨を記入した場合には、「3. 一般構造の調査状況」においても併せて「不適合の指摘あり（既存不適格）」をチェックする必要がある。また、指摘事項について定期調査報告概要書の第一面の5欄の「ロ指摘の概要」に明記しなければならない。なお、この定期調査報告概要書は、法第93条の2及び規則第11条の4に基づき、閲覧の対象となる。

定期調査報告に当たっては、次の点について、建築物の所有者等に周知し、吹付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握できるよう取り計らわれたい。

①吹付け石綿等の有無が不明な場合は、分析機関に分析を依頼し、その結果に基づき報告を行うこと。

なお、分析が間に合わない場合は、分析を行う予定の時期を明記することとし、特定行政庁におかれては、分析結果を把握するようにされたい。

②規制の対象となる建築材料は、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものとしたので、従来、改正前の労働安全衛生法施行令に倣って、含有率1%を目安に石綿含有建築材料を把握していた場合は、定期調査に際して、従来の分析結果の精査や分析の実施等により、0.1%を超えるか否かを把握すること。この際、厚生労働省から建材中の石綿含有率の分析方法について通知（平成18年8月21日基発第0821002号及び平成18年8月21日基安化発第0821001号）が出されているので参考にされたい。

③エレベーターシャフト、空調経路等に露出する吹付け石綿等の有無を十分に把握すること。

また、定期調査報告に基づく石綿の飛散防止対策の一層の充実を期するため、昭和59年4月2日付け建設省住指発第125号「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物等の指定について」の指定方針に基づき、必要に応じ、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、制度の積極的な運用に努められることを願います。

5. 全体計画

増築等に当たり、除去等の飛散防止措置を講じる場合、高層建築物などで増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことがやむを得ないものについては、法第86条の8に基づく全体計画の認定制度を活用されたい。

6. 相談体制

建築物に係る石綿対策について所有者等からの問い合わせに適切に対応できる体制整備を図るため、財団法人日本建築センターが「アスベスト相談回答マニュアル」を作成したところであり、このうち、建築物に関する部分について、同センターのホームページ（URL：http://www.bcj.or.jp/c05/02/faq_001.html）で閲覧することができる。貴管内の市町村、保健所、消費生活センター、建築住宅センター等の関係機関に周知いただくとともに、その活用等により、相談窓口の設置、相談員の研修を積極的に推進されるようお願いする。

7. 支援制度

建築物における石綿対策に対する支援措置として、次のものがある。

①優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）による補助

②地域住宅交付金による支援

③日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資

①及び②については、各地方公共団体において、民間建築物等における石綿対策を支援する補助制度の整備が必要となるほか、②については、地域住宅計画において当該対策を位置づける必要がある。引き続き、建築物における石綿対策の支援の推進を図るとともに、建築物の所有者等に対して支援制度の周知を図られたい。

8. 吹付け石綿等のある建築物の実態把握について

吹付け石綿等のある建築物については、平成元年以前に施工されたおおよそ1000㎡の建築物について実態調査を行ったところであり、今後も、定期調査・報告により、実態把握を行うこととなる。こ

これらの建築物については、各特定行政庁において、建築基準法第12条第7項に基づき、台帳を整備し、記録の保存を図っていただいていることと承知しているが、今後、増改築時等における改善状況、勧告・命令等による改善状況について、定期的にとりまとめ、公表していく予定なので、引き続き、ご対応をお願いします。なお、とりまとめの時期、方法については、改めてご連絡する。

お問い合わせ機関等

◎ お問い合わせ機関

◎ 県内の分析及び空中濃度測定機関

(株)朝日環境分析センター	八代市新港町 2-2-8	TEL 0965-37-1377 FAX 0965-37-3422
(株)三計テクノス	熊本市御領 5-6-53	TEL 096-388-1222 FAX 096-388-7511
(株)同仁グローバル	上益城郡益城町田原 2081-25	TEL 096-286-1311 FAX 096-286-1312
(株)野田市電子	熊本市世安 335	TEL 096-322-0167 FAX 096-352-6003
(株)鶴城	宇土市築籠町 221	TEL 0964-22-4790 FAX 0964-23-5566

※熊本市環境総合センター(熊本市画図町所島 404-1) Tel 096-379-2511 ただし、アスベストが含まれているかどうかの定性的な分析はできるが、何%含まれているかの定量的な分析はできない。

※定性分析→アスベストが含まれているかどうかの分析

※定量分析→アスベストが何%含まれているかの分析

◎ 総合相談窓口

県庁環境生活部環境保全課 TEL 096-333-2268 FAX 096-387-7612

熊本市アスベスト 110 番 TEL 096-328-2300 FAX 096-328-8022

◎ 健康相談等に関するお問い合わせ

宇城保健所 保健予防課	TEL 0964-32-1147	御船保健所 保健予防課	TEL 0964-32-1147
有明保健所 //	TEL 0964-32-1147	八代保健所 //	TEL 0964-32-1147
山鹿保健所 //	TEL 0964-32-1147	水俣保健所 //	TEL 0964-32-1147
菊池保健所 //	TEL 0964-32-1147	人吉保健所 //	TEL 0964-32-1147
阿蘇保健所 //	TEL 0964-32-1147	天草保健所 //	TEL 0964-32-1147
県庁健康福祉部 健康づくり推進課		TEL 096-333-2210 FAX 096-383-0498	

◎ アスベスト廃棄物の適正処理に関するお問い合わせ

県庁環境生活部 廃棄物対策課 TEL 096-333-2278 FAX 096-383-7680

各保健所 環境衛生課 (電話番号は、健康相談等に関するお問い合わせ先と同じ)

◎ 環境対策等に関するお問い合わせ

県庁環境生活部 環境保全課 TEL 096-333-2269 FAX 096-387-7612

各保健所 衛生環境課 (電話番号は、健康相談等に関するお問い合わせ先と同じ)

◎ 労災補償制度等に関するお問い合わせ

熊本労働基準監督署	TEL 096-362-7100	人吉労働基準監督署	TEL 0966-22-5151
八代労働基準監督署	TEL 0965-32-3151	天草労働基準監督署	TEL 0969-23-2266

玉名労働基準監督署	TEL 0968-73-4411	菊池労働基準監督署	TEL 0968-25-3136
熊本労働局労働基準部 安全衛生課		TEL 096-355-3186	

◎建築資材等及び補助事業等に関するお問い合わせ

熊本市	熊本市建築指導課	TEL 096-328-2513 FAX 096-351-2182
	熊本市建築計画課建築物安全推進室	TEL 096-328-2449 FAX 096-359-6978
宇城地域	宇城地域振興局土木部景観建築課	TEL 0964-32-2404 FAX 0964-32-5124
玉名地域	玉名地域振興局土木部景観建築課	TEL 0968-74-2145 FAX 0968-74-2249
鹿本地域	鹿本地域振興局土木部技術管理課	TEL 0968-44-2280 FAX 0968-44-2324
菊池地域	菊池地域振興局土木部景観建築課	TEL 0968-25-2724 FAX 0968-25-4227
阿蘇地域	阿蘇地域振興局土木部技術管理課	TEL 0967-22-1118 FAX 0967-22-4370
上益城地域	上益城地域振興局土木部景観建築課	TEL 096-282-3210 FAX 096-282-3210
八代市	八代市建築指導課	TEL 0965-33-4750 FAX 0965-32-8944
八代地域	八代地域振興局土木部技術管理景観課	TEL 0965-33-3111 FAX 0965-33-4051
芦北地域	芦北地域振興局土木部技術管理景観課	TEL 0966-82-2531 FAX 0966-82-4059
球磨地域	球磨地域振興局土木部技術管理課	TEL 0966-22-6054 FAX 0966-24-8170
天草地域	天草地域振興局土木部技術管理課	TEL 0969-22-4111 FAX 0969-23-0305
県庁主管課	県庁土木部建築課建築物安全推進室	TEL 096-333-2535 FAX 096-384-9820

注意！

一部の悪質なリフォーム事業者による、アスベストを口実にした訪問販売等のトラブルが最近目立っています。トラブルに巻き込まれないためにも、不審に思ったら次の機関に御相談ください。

◎熊本県建築住宅センター（TEL 096-385-0771 FAX 096-385-9932）

業者の選定方法、リフォーム工事前の書面による契約の重要性、見積書の見方などに関する情報提供やアドバイスを行います。

◎熊本県消費生活センター（TEL 096-354-4835 FAX 096-354-7971）

悪質リフォーム事業者の対処法や、訪問販売による工事契約、強引な契約等によって発生したトラブルに関するアドバイスを行います。

◎ **パンフレット・参考文献**

厚生労働省「建築物の解体等の作業における石綿対策」

環境省「解体工事を始める前に」

建設副産物リサイクル広報推進会議「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」

環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」